

様式①

**三木市男女共同参画プラン実施計画書
各課事業取組状況報告**

〈令和6(2024)年度〉

三 木 市

【各課施策取組状況】

（基本目標Ⅰ）	すべての女性の活躍	1
（基本目標Ⅱ）	仕事と生活の両立支援	22
（基本目標Ⅲ）	互いに支え合う家庭と地域	27
（基本目標Ⅳ）	男女がともに安心して生活できる環境の整備	35
（基本目標Ⅴ）	次世代への継承	57

【記入する内容】

令和6年度 各課事業取組状況	令和6年4月～令和7年3月までに実施した事業の内容
自己評価	「各課事業取組状況」に記載した事業に対する自己評価
効果と課題	「各課事業取組状況」に記載した事業の効果と課題

基本目標 I

自己評価：A…効果有 B…課題有 C…効果無

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和 6 年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数 等)	令和 6 年度各課事業取組状況	自己 評価	効果と課題
1	市広報や講座の開催、資料の発行による男女共同参画に関する啓発	固定的性別役割分担意識の解消を始めとした男女共同参画社会の実現のため、市広報やホームページ、講座の開催や資料の発行等により啓発します。	人権推進課	ホームページの充実、市広報紙、男女共同参画センターの情報誌の発行や講座の開催により啓発する。	情報誌発行 4 回	情報誌 春・夏・秋・冬の年4回、自治会回覧他、各5,500部発行。 男女共同参画週間記念講演会 開催日：6月23日 講 師：小崎恭弘さん テーマ：パパとママのベストバランスを考える ～チーム我が家の戦略育児～ 参加者：会場52人 Zoom1人	A	情報誌は自治会を通じて全戸回覧することにより、多くの市民の方にご覧いただき、高評価をいただいている。 また、男女共同参画週間記念講演会では、「子育てはほぼ終わっていますが、これから先まだまだパートナーとの日々が続くのでその参考になりました。」や「心に残るキーワードがたくさんありました。職場でも重要な考え方なので意識し続けたい。」などの感想をいただくなど、好評であった。
2	既存の団体・グループにおける男女共同参画についての意識形成の促進	男女共同参画に関する理解を深めるため、公民館の各種セミナーを始め、既存団体等に対し市からの情報を提供するとともに、講師派遣などを支援します。	人権推進課	公民館での出前講座において男女共同参画センターが主催するセミナーのチラシを配付するとともに、既存団体等に講師を紹介する等積極的に支援する。		公民館と共催で男女共同参画セミナー出前講座を開催した。人権推進課と公民館でテーマを協議し、テーマに応じた講師を人権推進課が依頼した。 また、三木北高等学校に講師を紹介した。	A	公民館の出前講座では、高齢者セミナーや女性セミナーの受講者を対象に男女共同参画に関する様々なテーマの講座を開催でき、合計238人の方にご参加いただけた。

I すべての女性の活躍

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和6年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	令和6年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
			生涯学習課	公民館において、男女共同参画センターと共催で、女性セミナー、高齢者教室等を実施する。	2回	男女共同参画出前講座と共催で7回実施し、積極的に意識形成の促進に努めた。 ・7/17開催「持続可能なまちづくり～誰もが住んで良かったと思えるまちに～」(緑が丘町公民館) ・8/9開催「持続可能なまちづくり～誰もが住んで良かったと思えるまちに～」(自由が丘公民館) ・8/29開催「人生100年時代 多様化する自治会活動」(志染町公民館) ・10/9開催「人生100年時代 多様化する自治会の在り方」(口吉川町公民館) ・10/10開催「男女に学ぼう防災」(細川町公民館) ・1/21開催「女のものさし、男の定規」(中央公民館) ・2/1開催「セクシャルハラスメント」(青山公民館)	A	男女共同参画出前講座を共催で7回実施したことにより、多数の参加者に意識形成の促進が図れた。今後も、男女共同参画に関する理解を深めるための講座を開催し、人権意識の高揚に努める。
3	市職員の意識づくりと市の発行物等における「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」の活用	市職員の男女共同参画に対する意識改革のための研修を充実するとともに、市の発行物に「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用し、固定的な観念にとらわれないような文章表現やイラストに留意します。	全庁	シート「具体的施策3」へ				

I すべての女性の活躍

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和6年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	令和6年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
4	男女共同参画センター機能の充実	男女共同参画社会を実現するための拠点施設として、図書・資料、講座、交流、情報提供等を充実します。 また、女性が自らの能力を十分に発揮し、自分らしく生きる力を身につけるための学習の場を提供するとともに、女性が直面する様々な問題についての相談事業を充実します。	人権推進課	男女共同参画に関する図書や資料の充実に努めるとともに、男女共同参画センター運営委員会とセミナー等の事業運営について協議する。 また、女性が直面する様々な問題に対応するため、女性のための相談を実施する。		図書 蔵書数：2,661冊 貸し出し数：23冊 (2月末現在) 女性のための相談室 電話相談：211人 面接相談：11人 (2月末現在) 女性のための弁護士相談 相談者数：37人(2月末現在) 女性のための出前チャレンジ相談 相談日：12月6日 相談者数：2人 こらぼーよステーション(DV被害者の新たな生活応援事業) 寄贈者数：2人 寄贈数：34個(2月末現在)	A	図書の貸し出し数は昨年度に比べて増加したものの、さらなる啓発が必要である。 女性のための相談は、予約制面接相談を、電話予約も可能な予約相談の時間としたため、面接相談人数は減少したが、電話相談が大幅に増加した。
5	審議会、各種委員会等への女性委員の参画促進	「審議会等委員の選任に関する指針」に沿って、女性委員の割合が規定以上となるよう取り組みます。 また、各種委員会委員等の選任においても積極的に女性を登用するよう取り組みます。	企画政策課	令和6年度に改選となる審議会等の委員について、可能な限り女性委員を推薦していただけるように依頼をする。	女性委員の割合が委員総数の4割以上となるように努める。	任期満了3か月前を迎える審議会等について、所管課に対し、女性委員の割合が4割以上になるよう、積極的な登用を依頼した。 依頼数：28	A	審議会等委員の選任に関する指針に沿って所管課へ登用依頼をするとともに、企画政策課から各種団体へ一括して推薦を依頼する際は、可能な限り女性委員を推薦していただけるよう引き続き依頼を行う。
			危機管理課	防災会議の委員については、積極的に女性を選出するよう努める。 水防協議会及び国民保護協議会の委員は、女性を登用するように取り組む。	防災会議3割	防災会議の女性委員は29名中、10名で3割を超えています。しかし、国民保護協議会の女性委員は20名中、2名で1割未滿、水防協議会の女性委員は15名中、1名で1割未滿でした。	A	防災会議の性質上、女性委員の3割を確保することが難しい状況にあります。今後は、専門委員として県市の女性職員、または、各団体からの女性職員を選出する等の委員構成を検討する必要があります。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和6年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	令和6年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
			財政課	指定管理者選定委員会委員及び労働報酬審議会委員の次回改選時には、積極的に女性を登用するよう努める。	1人以上	指定管理者選定委員会委員は、改選時に女性委員を1名登用した。 労働報酬審議会委員は、改選時に女性委員の登用ができなかった。	B	団体等に委員候補者の推薦を依頼する場合は、可能な限り女性の推薦を依頼する。（現実として、依頼団体が充て職で推薦されることが考えられる。）
			市民協働課	「市民活動支援審査委員」及び、「三木市多文化共生推進プラン策定検証委員会委員」の改選等に当たっては、引き続き、女性委員の割合が40%以上となるよう取り組む。	40%以上	市民活動支援審査会委員6名（うち女性委員4名）の審査により、7月19日に市民活動支援審査会を開催した。 三木市多文化共生推進プラン策定検証委員会委員15名（うち女性委員5名、令和6年8月及び令和7年2月に委員会を開催した。	A	市民活動内容の審査において、女性の視点が反映できている。 「三木市多文化共生推進プラン策定検証委員会」では、学識経験者や活動団体、区長協議会、企業、公募委員等の各分野から女性委員の参画がある。目標数値には達していないが、各方面からの意見が反映できている。
			人権推進課	審議会、委員会等に女性が積極的に登用されるよう実施計画の策定依頼により庁内関係部署に啓発する。 また、人権尊重のまちづくり推進審議会委員、男女共同参画プラン策定委員会及び男女共同参画センター運営委員への女性委員の登用を積極的に進める。	男女共同参画センター運営委員会委員 50% その他 40%	男女共同参画プランの実施計画を作成する際、条例により設置している審議会等を所管する全ての課に実施計画と目標数値を定めてもらうよう依頼することで、啓発した。 人権尊重のまちづくり推進審議会 45.0% 隣保館運営委員会 33.3% 男女共同参画センター運営委員会 78.6%	A	人権に関する審議会、男女共同参画に関する運営委員会において、目標以上の4割を達成している。隣保館運営委員会においても4割以上をめざすとともに、全庁的にも上げていく。 また、女性委員割合の目標数値と実施計画を定めてもらうことにより、女性委員の登用を意識してもらうことができている。 各種団体へ推薦依頼する場合は、可能な限り女性委員の推薦を依頼する。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和6年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	令和6年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
			環境政策課	指針に沿って、積極的に女性を登用するよう努める。	40%以上	各種団体等に対し、委員候補者の推薦を依頼する場合は、三木市の「審議会等委員の選任に関する指針」等、女性委員が4割以上とする目的を伝えた。	B	必ずしも、女性委員を推薦してもらえるわけではないことから、女性比率が40%に満たない。
			福祉課	民生委員推薦会においては、各団体の代表が委員に推薦されるが、関係団体には女性委員の推薦を働きかける。また、各種委員会委員等の選任においても積極的に女性を登用するよう取り組む。	30%	各団体の代表が委員に推薦されるため、女性委員が2名となり目標に到達できなかった。	B	今後も引き続き、女性委員の推薦を働きかけていく。
			障害福祉課	次の審議会等の委員について女性委員の登用が定員の40%以上となるよう取り組む。 ①三木市手話施策推進会議 ②三木市障害支援区分認定審査会 ③三木市障害者差別解消支援地域協議会	定員に対して40%以上	①三木市手話施策推進会議 10人中7人 70% ②三木市障害支援区分認定審査会 10人中3人 30% ③三木市障害者差別解消支援地域協議会 15人中9人 60%	A	積極的な女性委員の登用に尽力した結果、過半数以上女性委員で構成する結果となった。 達成できなかった審査会もあるが、委員が専門職で構成される特殊な審査会であり、登録のある専門職が男性のみの場合もあったことを鑑みると、十分達成できたと考える。女性の専門職が登録された場合には、積極的に委員として登用できるよう働きかけたい。
			子育て支援課	みきっ子未来応援協議会の委員の4割以上は女性委員を積極的に登用する。各部会においても概ね4割は女性委員を登用する。	構成員の4割以上は女性委員を登用するよう努める。	みきっ子未来応援協議会全体会では委員総数15人のうち女性委員の人数は6人で、協議会では積極的に子育て中の母親の意見を発信された。	B	女性の委員を登用することで、子育て中の母親の抱えている問題などリアルな意見を聞くことができる。課題として、本協議会委員は各種団体から充て職として推薦を受けた委員が大半であり、女性委員を大きく増加させることが難しいことがある。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和6年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	令和6年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
			健康増進課	①三木市健康づくり推進協議会の女性委員の割合を規定以上に維持する。 ②三木市予防接種健康被害調査委員会は、予防接種による健康被害が生じた場合において臨時に開催される委員会で、専門医師等から構成するため公募委員はいない。	①委員18人中、女性委員9人（50%）、2回開催予定。 ②委員6人中、女性委員2人（33.3%）、開催回数は不定。（予防接種による健康被害が生じたとき）	①委員18人のうち女性委員は9人となり、50%を占めている。実施回数は2回。 ②実施回数は2回。専門的見地から事案について調査・検討するため一般委員の公募を行っていない。	A	①女性委員の参画により、女性の視点からの提言や要望・意見等の発言が活発に行われることにより、協議が活性化する。 ②次回改選時（R8年度）には、推薦団体の県・市医師会に対し可能な限り女性委員を推薦いただくよう依頼する。
			医療保険課	R6年度は委員改選の年ではないが、団体から推薦されている委員の交代がある場合は、女性委員登用への配慮を求める。（国民健康保険運営協議会の委員17名中12名は団体推薦である。）	R5年度末の女性委員の構成率17名中5名で30%。 指針で示す30%以上を維持する。	委員改選の年ではなく、公募委員で1名交代があったが、同性であった。 よって委員17名中5名が女性であり、構成率は30%のままである。	B	委員17名中12名は団体推薦であるため、委員改選時は、推薦を依頼する際に、女性委員の登用に配慮を求める。
			介護保険課	任期満了に伴う次期選任においても、指針に沿って、引き続き積極的に女性委員を登用するよう努める。	4割以上	女性委員の積極的な登用により、各委員会における女性委員の割合は以下のとおりとなった。 ・介護認定審査会 38% ・介護保険運営協議会 63% ・在宅医療・介護連携推進会議 63% ・地域包括支援センター運営協議会 37% ・地域密着型サービス運営委員会 43%	A	委員の男女比率を同数に近づけることで、幅広い意見を聞くことができた。今後も積極的に女性委員を登用するよう取り組んでいく。
			商工振興課	女性委員の割合が4割以上となることを目標とする。	4割以上	勤労者福祉センター運営委員会12名中3名となっている。	B	所属及び役職に対する委嘱が多いため、性別指定が出来ず困難である。公募委員に女性委員を積極的に登用するなど配慮する。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和6年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	令和6年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
			農業振興課	審議会、委員会等に女性(農業者)が積極的に登用されるよう啓発を行う。	随時	令和6年度は審議会、委員会等の該当なし	C	令和7年度は審議会の改選を予定しており、女性委員の割合が規定以上になるよう取り組む。
			都市政策課	あて職が多いため女性委員を登用することが難しいが、公募委員に女性を積極的に登用するなど配慮する。		審議会委員17名中、女性委員3名を確保している。	B	各種団体からの推薦による委嘱が多いため、性別指定が出来ないことが課題である。
			文化・スポーツ課	会議全体の男女の構成比を考慮したうえで、任期満了に伴う更新に合わせ、女性委員の積極的な登用に努める。	40%	美術館協議会6名中2名で33% 文化財保護審議会7名中0名で0%、歴史資料館協議会6名中2名で33%となった。 任期が2年間で令和6年度は1年目となる。	B	委員の選考においては男女比を意識し、女性委員を登用できるよう配慮しているが、男女比と専門性を両立させることは難しく、今後の課題である。
			学校教育課	教育支援委員会への女性委員の参画を促進するため、できるだけ女性委員が選出されるよう関係団体に呼び掛ける。	教育支援委員会における女性委員の割合40%以上の維持。	教育支援委員会選出の際、女性委員の選出を積極に行った。	A	教育支援委員会における女性委員の割合は、60%であった。
			教育・保育課	三木市特定教育・保育施設評価委員会委員5人のうち、女性委員の選任を積極的に行う。	40%以上	三木市特定教育・保育施設評価委員会委員5人のうち、女性委員を2名選出した。	A	40%の選任を行い目標数値を達成できた。専門的な視点から、教育・保育のサービス・質の向上について、評価・助言をいただいた。
			生涯学習課	審議会等委員の選任に関する指針により、公募委員、女性委員の登用を積極的に行う。	公募委員(3割) 女性委員(4割)	社会教育委員(公募31%、女性38%) 公民館運営審議会(公募30%、女性45%)	A	公募委員、女性委員とも積極的に働きかけ、概ね目標値を達成できた。今後も目標達成に努める。
			図書館	図書館協議会委員7名中、女性委員が4割以上になるよう努める。	3人	図書館協議会委員7人中、女性委員が6人となった。	A	目標は達成したので、今後は、男女比に配慮しながら協議会を運営していく。

I すべての女性の活躍

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和6年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	令和6年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
6	自治会等への女性役員の参画への働きかけ促進	自治会等における女性役員が増えるよう、地域団体へ働きかけます。	市民協働課	役員改選時期の区長協議会連合会定例理事会や自治会運営ハンドブックで働きかける。	40%以上	区長協議会連合会定例理事会で働きかけたほか、「自治会運営ハンドブック」を全自治会の区長へ配布し、自治会への女性役員参画について周知を図った。 今年度、区長協議会連合会の研修会のテーマを「あなたの地域の存続・活性化！ キーワードは女性！」と題し、自治会への女性参画の働きかけを行った。	B	特に農村部の自治会では、慣例により世帯の代表者（男性）が代表して自治会活動に参加することが多いため、女性役員は必然的に少なくなる。 引き続き、自治会運営ハンドブックや研修会等で自治会運営に女性の視点を取り入れる働きかけを行う。
7	市職員や市立学校教職員の女性管理職への登用促進	性別にとらわれることなく、個人の資質や能力により管理職へ登用します。 また、女性管理職登用を推進するため、人材を育成し、女性が働きやすい職場環境をつくります。	総務課	令和6年度の人事異動において、性別にとらわれない配置と管理職への登用を行う。	女性の管理職20%を目標とする。	管理職（副課長相当級以上）に占める女性の割合は25.3%と目標値を上回っている。	A	引き続き、性別にとらわれない登用を行うとともに、女性職員に対してキャリアアップ研修を実施するなど意識改革を行う。
			学校教育課	女性管理職の登用を推進するため、管理職としての資質向上及び女性が働きやすい職場環境づくりに努める。	小・中・特別支援学校における女性管理職登用率20%の維持。	管理職としての資質向上研修や女性が働きやすい職場環境づくりを行った。	A	小・中・特別支援学校における女性管理職の登用率は30%で、20%を維持することができた。
8	男女共同参画に取り組む団体・グループづくり	人材を育成するための講座等の修了者が活動できる場を広げるとともに、男女共同参画に取り組む団体やグループづくりを支援し、個人や団体の力量アップとともに交流を促します。	人権推進課	市民企画講座支援事業において、市内を活動拠点とするグループが開催する男女共同参画に関するセミナーに対して支援をする。		男女共同参画センター登録団体である、こらぼーよ編集委員会が原稿執筆、編集をした情報誌「こらぼーよ」を年4回発行した。 今年度は、市民企画講座の応募がなく、実施できなかった。	B	今年度は市民企画講座の応募がなく、実施できなかったため、来年度は周知方法等を検討したい。

I すべての女性の活躍

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和6年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	令和6年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
9	働く女性の交流機会づくりと情報提供	働く女性の交流機会をつくります。 また、起業や再就職をめざす女性に対して活動支援や情報提供を行います。	人権推進課	働く女性のための、講座・セミナーなどを開催し、情報交換や交流の場を提供する。		女性のための働き方セミナー (兵庫県との共催事業) 開催日：7月20日 参加者：7人	A	ファイナンシャルプランナーの大津恵美子さんを講師に迎え、「すごろくゲームで将来必要なお金を体感！～子育て世代のマネープラン～」をテーマに将来必要なお金について楽しく学ぶことができた。 参加者が少ないため、集客の工夫が必要である。
10	男女雇用機会均等法の啓発	関係機関と連携し、男女雇用機会均等法等の趣旨及び内容を企業に啓発します。	商工振興課	兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発する。		市内企業に兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発した。	A	継続して資料を配布することで、男女雇用機会均等法等の趣旨及び内容を企業に啓発できた。
11	「女性活躍推進法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づく「事業主行動計画」策定の推進	「女性活躍推進法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づく「特定事業主行動計画」を市役所が策定するとともに、市内の企業にも「一般事業主行動計画」の策定を促します。	総務課	「特定事業主行動計画」に基づき、取組を推進するとともに、現計画の目標の進捗状況を確認しながら次期計画の策定に取り組む。	令和7年度末までに策定する。	両方を統合させた「事業主行動計画」の策定を行った。	B	次期改定に向け、「事業主行動計画」の内容を精査する。
			商工振興課	兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発する。		市内企業に兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発した。	A	継続して資料を配布することで、「事業主行動計画」の策定の必要性を啓発することができた。
			人権推進課	「女性活躍推進法」及び「次世代育成支援対策推進法」についての啓発資料等を配架する。		厚生労働省が発行する「女性活躍推進法」の一般事業主行動計画策定を促すパンフレットや、「えるぼし」認定を促すパンフレットを配架した。	B	パンフレットを配架したが、興味をもってもらえる方が少なく、あまり効果がなかった。
12	男女共同参画に取り組む企業の奨励と周知	女性の就労促進や職域拡大など男女共同参画に積極的に取り組む企業を奨励し、市民に周知します。	商工振興課	兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発する。		市内企業に兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発した。	A	継続して資料を配布することで、男女共同参画に取り組む企業の推奨と周知が可能である。
			人権推進課	男女共同参画センターの情報誌などにより、就労促進や職域拡大に貢献している企業を市民に紹介していく。		就労促進や職域拡大に貢献している女性を紹介する記事を記載することができなかった。	C	就労促進や職域拡大に貢献している女性の情報が少ないが、来年度は広報誌等で紹介したい。

I すべての女性の活躍

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和6年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	令和6年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
13	就労に関する支援の充実	就業機会拡大のための技術講習や就職セミナー等の情報を提供します。	人権推進課	女性の就職活動を支援するためのセミナーを開催する。		ハローワーク西神、福祉課と共催で、2回連続の再就職応援セミナーを開催した。 1回目 開催日：1月29日 参加者：8人 2回目 開催日：2月21日 参加者：12人	A	1回目は履歴書・職務経歴書の書き方をテーマに実施し、自己PR欄には、自己分析をし、自分の長所やスキルなどを詳しく記入することなどを教わった。 2回目は実際に模擬面接を行った。 ハローワーク西神の就職支援ナビゲーターの方が講師の実践的なセミナーで、参加者から大変好評をいただいた。
			商工振興課	兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発する。		市内企業に兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発した。	A	継続して資料を配布することで、就業機会拡大のための技術講習や就職セミナー等の情を提供できた。
14	市役所での女性職員に対する人材育成の実施	職場における男女間の格差を解消するため、女性職員の発言力、自己決定力等の能力を高めるための研修等を実施します。	総務課	引き続き、専門実務研修や政策形成型研修等への参加を呼びかける。	研修参加者の女性割合を20%とする。	全研修参加者に対する女性職員の参加は、31.8%と目標値を上回っている。	A	引き続き積極的な参加を呼びかけ、研修参加者の女性割合を増加させる。
15	パート・アルバイト・派遣労働の適正な雇用に関する啓発	関係機関と連携し、パートタイム労働者等の適正な雇用管理について事業主に対する啓発を行います。	商工振興課	兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発する。		市内企業に兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発した。	A	継続して資料を配布することで、パートタイム労働者等の適正な雇用管理について事業主に対する啓発ができた。
16	起業家に対する支援	市内での起業、または第二創業をめざす起業家を支援します。	商工振興課	市内で起業、第二創業をされる方へ中小企業サポートセンターによる支援や、市の補助金により支援する。		市内で起業、第二創業をされる方へ中小企業サポートセンターの窓口相談や、市の補助金により支援した。 補助金については5件の交付決定を行い、うち1件が女性だった。	A	補助金を交付することで、起業しやすい環境を整備することができた。

I すべての女性の活躍

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和6年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	令和6年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
			人権推進課	就業機会拡大のための技術講習や就職セミナー等の情報を提供する。		今年度はネットショップ開設講座を開催できなかった。	C	最初は人気の講座であったが、毎年開催すると参加者募集に苦慮するため、数年に一度のペースで開催することが望ましいと考えている。
17	経営参画、福利厚生事業等の充実を促す啓発	経営参画、労働環境等の改善、福利厚生の整備などの促進を経済団体と連携して啓発します。	商工振興課	兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発する。		市内企業に兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発した。	A	継続して資料を配布することで、労働環境等の改善などについて啓発できた。
18	農業経営のための支援対策の充実	6次産業化を含めた農業経営の発展を支援するため、技術・販売・施設整備・資金など、経営展開に必要な各種支援策を総合的に推進するシステムを構築します。	農業振興課	目的に応じた各種支援策を行う。	随時	各種国県補助施策を該当者に提供し、支援した。また昨年度に引き続き、女性農業者の集いを開催し、ベテランと新規就農者の交流を行った。	A	農業者への経営展開に必要な支援を継続して実施していく。
19	「家族経営協定」の普及	農業を行う家族間での役割分担や就業条件を明確にした「家族経営協定」を普及します。	農業振興課	家族間で活動を検討されている認定農業者・新規就農者に対して啓発、支援を行う。	随時	認定新規就農者6名が新たに「家族経営協定」を締結した。	A	今後も認定新規就農者を中心に普及啓発を継続していく。
20	自営業の家族従業者として働く女性の就業条件の整備等についての啓発	自営業において、家族従業者として働く女性の経営参画や就業条件の整備などについて啓発します。	商工振興課	兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発する。		市内企業に兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発した。	A	継続して資料を配布することで、就業に関する意識の高まりが表れてくる。

基本目標 I 具体的施策No. 3

自己評価：A…効果有 B…課題有 C…効果無

具体的施策	市職員の意識づくりと市の発行物等における「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」の活用				
施策の内容	市職員の男女共同参画に対する意識改革のための研修を充実するとともに、市の発行物に「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用し、固定的な観念にとらわれないような文章表現やイラストに留意します。				
担当課名	令和6年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	令和6年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
企画政策課	課所管の発行物について「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用し、固定的な観念にとらわれないような文章表現やイラストに留意する。また、研修会は、職員人権研修において男女共同参画の視点を含めた内容で実施する。	発行物：随時 研修会：年1回	発行物を作成する際には「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用した文章表現やイラストに留意するとともに、人権推進課が主催する各種研修会へ参加した。	A	発行物については、今後も作成時に、男女共同参画の視点に配慮した文章表現に留意する。また、人権研修に積極的に参加したことで、課員の男女共同参画に対する意識を高めることができた。
デジタル推進課	男女共同参画に関する研修に職員が参加するよう呼びかけ、意識改革に繋がるような研修を実施する。市広報や刊行物等の作成に際し、男女共同参画の視点に立った、より適切な表現に留意する。	研修会の実施 1回 発行物の表現の確認 100%	研修に職員が参加するよう呼びかけ、研修会を1回行った。 発行物の表現の確認は、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用し文章表現やイラストに留意した。	A	今後も男女共同参画の視点に配慮した、表現やイラストに留意する。
縁結び課	庁内で実施される研修等には、積極的に参加し、男女共同参画に対する意識を高める。 また、市広報や刊行物等の作成に際し、男女共同参画の視点に立った、より適切な表現に留意する。	100%	男女共同参画に関する研修に課内で割り振り、積極的に参加している。チラシ等の作成時には、適切な表現となるように留意している。	A	チラシ等の作成時において、男女共同参画の視点を意識することにつながっている。
秘書広報課	市広報や刊行物等の作成に際し、男女共同参画の視点に立った、より適切な表現に留意する。 また、人権推進課が実施する男女共同参画に関する研修に積極的に参加する。	随時	市広報や刊行物等を作成する際には男女共同参画の視点に立ち、適切な文章表現やイラストに留意した。 また、人権推進課が実施する研修へ積極的に参加するよう努めた。	A	市広報や刊行物等の作成にあたっては、今後も引き続き男女共同参画の視点に立った、表現に留意する。また研修へ参加したことで、より一層男女共同参画に対する意識を高めることができた。
危機管理課	市広報やチラシの作成に際し、男女共同参画の視点に配慮した表現とする。 人権推進課が実施する男女共同参画研修に積極的に参加する。	随時	男女共同参画の視点での表現になるよう配慮する。 人権推進課が実施する男女共同参画研修に積極的に参加するよう努めた。	A	男女共同参画の視点で表現するよう努めている。

I すべての女性の活躍

担当課名	令和6年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	令和6年度各課事業取組状況	自己 評価	効果と課題
総務課	引き続き、男女共同参画に関連した研修への参加を呼びかける。	職員通知を実施する。	内部研修において、男女共同参画研修を実施した。人権推進課及び教育総務課と連携して、研修への呼びかけを行った。	A	引き続き、市職員の男女共同参画に対する意識改革のため、研修の実施や参加を人権推進課と連携して呼びかける。
市史編さん室	市職員の男女共同参画に対する意識改革のための研修に参加するとともに、募集案内やチラシ、ポスターなどの作成にあたっては、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」に沿った文章表現やイラストに留意する。	随時	職員研修に参加し、意識改革を図るとともに、研究紀要や市史編さんだより等の印刷物を作成する際には「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」に沿った表現するように留意した。	A	研修に参加し、男女共同参画の視点に配慮する意識づけができた。 印刷物作成の際は、ジェンダースtereオタイプに留意した表現を心掛けた。 市史の本文については、その時代の史実を記載するため、やむを得ない表現があることが考えられる。
財政課	男女共同参画に関する研修に積極的に参加することにより意識を高め、市広報等の記事の作成に際し、男女共同参画の視点に配慮した表現に留意する。	随時	庁内研修に積極的に参加した。また広報や記入様式作成の際に固定的概念にとらわれないような文章表現やイラストに留意した。	A	男女共同参画に関した研修に参加したことにより、庁舎案内表示、啓発看板等について、固定的な観念にとらわれないような文章表現やイラストに留意する意識付けができた。
経営管理課	男女共同参画研修への参加や、その他のセミナー等に参加するよう努め、職員の意識改革を図る。 市広報等の記事の作成に際し、男女共同参画の視点に配慮した表現に留意する。	年1回 随時	・課員が男女共同参画についての研修を受講した。 ・市広報の記事作成において、イラストを使用の際に、一方の性別だけでなく男女両方を掲載した。	A	・職員の意識改革が図られた。 ・性差による無意識の決め付けの増長を防止した。
税務課	人権推進課より掲示されている「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を課内職員に周知を行い、意識の向上を図る。 また、広報紙の原稿作成等で「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用する。	5回	人権推進課より掲示されている「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」について課内職員に周知を行い、意識の向上を図ることができた。また、広報を行う際、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」に留意し取り組んだ。	A	該当する事例はなかったが、今後も引き続き表現に留意する。
債権管理課	広報紙の原稿作成等で「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用する。また、課内の職員を対象とした男女共同参画研修を実施し、意識の向上に努める。	随時	・広報等掲載がないため該当なし。 ・研修に関して参加人数9名、1回開催。	A	研修を開催したことによって個人の男女共同参画社会への意識が高まった。

I すべての女性の活躍

担当課名	令和6年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	令和6年度各課事業取組状況	自己 評価	効果と課題
市民協働課	人権推進課等が開催する研修に参加することにより、配付チラシ、啓発看板等について、固定的な観念にとらわれないような文章表現やイラストに留意する。		配布チラシ等、男女共同参画の視点での表現になるよう配慮した。 所属内研修において多文化共生理解の研修を受講し、市内に住む外国人住民から男女ともに抱える課題について理解を深めた。	A	広報物の作成に際し、今後も男女共同参画の視点に配慮した文章表現やイラストに留意していく。
人権推進課	職員を対象とした男女共同参画研修を実施し、意識の向上に努める。 また、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を庁内掲示板等により周知するとともに、人権啓発資料などの発行に際して、固定的な観念にとらわれないような文章表現やイラストに留意する。		管理職を対象に研修を実施した。 開催日：11月5日・14日 講 師：沼澤郁美さん（特定社会保険労務士） 中村和子さん（オフィスEEE） テーマ：育児・介護休業法（産後パパ育休）から学ぶ男女共同参画 参加者：58人	A	沼澤さんから、育児休業制度について詳しく学んだあと、中村さんに指導してもらい「男性の育児休暇をあたりまえにするためにどんなことが必要でしょうか。」をテーマにグループで話し合ってもらった。 「今後、部下からの相談があった時にアドバイスの参考になりました。」や「男性の育休について取得しやすい職場環境づくりの大切さを改めて知ることができた。」などの感想があり、大変学びの多い研修となった。
市民課	市広報等の記事の作成に際し、男女共同参画の視点に配慮した表現とする。 また、人権推進課や総務課が実施する研修に積極的に参加する。	随時	常に男女共同参画の視点に配慮した表現に努めた。 人権推進課が実施した男女共同参画研修や総務課が実施した人権研修に参加した。	A	研修に参加することにより、男女共同参画に対する知識を深めることができた。 今後も引き続き、男女共同参画の視点に配慮した表現に努める。
生活安全課	発行物や掲示物を作成する際には、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」に沿った表現とするよう留意する。	随時	チラシ等の作成に当たっては、固定観念にとらわれた表現にならないよう、留意している。 また、職場内人権研修として、性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）について、内閣府の動画視聴及び感想の共有を行った。	A	職場内人権研修の実施後、課員全員に意見や感想を共有することで、多様な考え方を学ぶ機会に繋がっている。
環境政策課	発行物や掲示物を作成する際には、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」に沿った表現とするよう留意する。	随時	チラシ等の作成に当たっては、固定観念にとらわれた表現にならないよう、留意している。 また、職場内人権研修としてセクハラに関する法務省の動画視聴及び感想の共有を行った。	A	職場内人権研修の実施後、課員全員に意見や感想を共有することで、多様な考え方を学ぶ機会に繋がっている。

I すべての女性の活躍

担当課名	令和6年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	令和6年度各課事業取組状況	自己 評価	効果と課題
環境課	広報やHP、チラシなど、固定的な観念にとらわれないような文章表現やイラストに留意する。 研修については、市の主催する男女共同参画に関連する講演会や研修会に積極的に参加する。	研修会への参加： 1回以上／年	広報やHP等で周知する際、ガイドラインに沿った表現等に留意した。 庁内研修を受講した。	A	広報等での周知にかかわらず、日頃からの市民対応において固定的な観念にとらわれない表現等を心掛けることができた。 引き続き、研修に参加することで意識の向上に努める。
福祉課	研修に積極的に参加し意識の醸成を図る。また、固定的な観念にとらわれない文章表現やイラストに留意する。		研修に参加するように推進し、職員の意識改革を図るよう取組みを行った。また、発行物を作成するにあたって文書表現やイラスト等に留意している。	A	今後も文書や発行物等を作成するにあたり、固定的な観念にとらわれないように意識をして行う。
障害福祉課	所属職員を対象に職場内人権研修で男女共同参画についての研修を行い、さらに男女共同参画センターでの講座に積極的に参加する。 また、広報やホームページ、その他課の発行物について、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用し、固定的な観念にとらわれないような文章表現やイラストに留意する。	随時	1月に開催された人権研修において、「人権と災害」をテーマに、災害時の女性への配慮等について学んだ。 66人中26人参加 参加率40%	B	庁外の部署で、パートタイム勤務の職員も多いため、研修に参加できなかった職員も多いが、研修の機会があった際には積極的に受講するよう促す。
子育て支援課	市広報原稿やホームページ、ガイドブック等の配布物などの作成に関しては、男女共同参画の視点に立った表現とする。 また、市主催の男女共同参画研修に参加し、課としてできることを検討する。	随時	市広報等の記事の作成に際し、男女共同参画の視点に配慮した表現としている。 市主催の研修の内容を共有し、男女共同参画について学んだ。	A	今後も市広報等の記事の作成に際し、男女共同参画の視点に配慮した表現に努める。 男女共同参画研修では、職員の意識を高める機会となった。
健康増進課	課所管の発行物について「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用し、固定的な観念にとらわれないような文章表現やイラストに留意する。また、研修会は、職員人権研修において男女共同参画の視点を含めた内容で実施する。	随時	広報、ホームページをはじめ、各種配布物の作成については、男女共同参画の視点に配慮している。 職員研修は、男女共同参画の視点を含めた内容の媒体を使用し実施している。	A	今後も継続して、男女共同参画の視点に配慮する。

I すべての女性の活躍

担当課名	令和6年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数 等)	令和6年度各課事業取組状況	自己 評価	効果と課題
医療保険課	男女共同参画に関する研修に職員が参加するよう呼びかけ、意識改革に繋げる。 また、市広報やホームページ、「こくほだより」等の発行物において、男女共同参画の視点に配慮した文章表現やイラストに引き続き留意する。	随時	総務課開催の人権研修を受講した。 市広報やホームページ等作成時に、文章表現やイラストに留意した。	A	研修の受講などで職員一人ひとりが意識改革に取り組んだ。 今後も引き続き、男女共同参画の視点に配慮した文章表現やイラストに留意する。
介護保険課	男女共同参画に関する研修に参加するよう呼びかけ、意識改革に繋げる。 また、市広報原稿やホームページ、チラシ等の配布物を作成する際には、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用し、文章表現やイラストに留意する。	随時	課員に男女共同参画についての研修に参加するよう呼びかけた。 また、市の広報やホームページ、チラシ等の作成にあたり、ガイドラインに沿った文章やイラストとした。	A	研修に参加することで、新しい気づきがあり意識改革に繋がった。 介護に関わる職業の固定的な性別役割分担の解消に取り組んだ。 今後も引き続き、男女共同参画の視点に配慮した表現に留意する。
商工振興課	市広報やチラシの作成に際し、男女共同参画の視点に配慮した表現とする。 男女共同参画研修に積極的に参加する。		固定的な観念にとらわれないような文章表現やイラストに留意する。 男女共同参画研修に積極的に参加することができた。	A	固定的な観念にとらわれないよう留意して発行物等を作成することができた。研修に参加し、男女共同参画の必要性を改めて認識できた。
観光振興課	男女共同参画に対する研修を実施し、引き続き意識の向上に努めるとともに、市広報やチラシ、パンフレットの記事の作成に際し、男女共同参画の視点に配慮した表現、イラストとする。	随時	パンフレット作製時に男女共同参画を考慮し、作成した。	A	引き続き、パンフレット等の作成に際し、表現に配慮する。
ゴルフのまち推進課	市職員の男女共同参画に対する意識改革のための研修に参加するとともに、市広報やチラシなどの記事の作成に際し、男女共同参画の視点に配慮し、適切な表現を用いる。	随時	人権研修などに積極的に参加し、課内の意識の向上に努めてきた。また、広報、ホームページをはじめ電子申請においてなど情報を発信する際には男女共同参画の視点に配慮した表現とし、課員全員で内容の確認を行っている。	A	研修などに積極的に参加することにより、男女共同参画の視点に今まで以上に意識し配慮することができた。 今後も引き続き、常に男女共同参画の視点に配慮するよう心掛ける。
農業振興課	H P又は市広報等の作成時に、ガイドラインに基づく適正な表現を用いる。 課内でガイドラインについての共通認識が持てるよう、研修を行う。	随時 1回/年	H P又は市広報等の作成時に、ガイドラインに基づく適正な表現を用いた。	A	引き続き、適正に対応していく。

I すべての女性の活躍

担当課名	令和6年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	令和6年度各課事業取組状況	自己 評価	効果と課題
農地整備課	ホームページや市広報等の作成時に、ガイドラインに基づく適正な表現を用いる。 課内でガイドラインについての共通認識を持てるように研修を行う。	随時 1回/年	特段の必要が生じる事業が無かった。	A	今後、案内などでHPを作成する場合は意識して作成するようにする。
道路河川課	市広報等の作成に際し、配慮する。男女共同参画に即したテーマを決め、内容に関する研修を1回程度行う。	随時	市広報へ道の駅よかわ関連の掲載があったが、配慮する内容はなかった。人権に関する課内研修において男女共同参画がテーマのひとつとなっている研修ビデオを活用した。	A	関係事項が生じた場合、適切な対応を行っていく。今後も短時間でも研修を行うよう努力する。
プロジェクト推進課	男女共同参画に関連した研修やセミナーへの参加を呼びかける。 ホームページや回覧文書等の作成に際し、男女共同参画の視点に配慮した表現とする。	随時	HP作成及び回覧文書作成にあたっては、男女共同参画の視点に配慮した表現とした。 課内の人権研修等と併せて男女共同参画に対する意識向上に努めた。	A	今後も引き続き、「男女共同参画の視点からの表現ガイドラインのチェック項目」を活用し、文章表現やイラスト掲載に留意していく。 今後も研修を実施し、積極的な参加を促す。
都市政策課	男女共同参画に対する意識改革のため、開催される研修に積極的に参加する。 市広報やホームページなど男女共同参画の視点に配慮した表現とする。	随時	研修に参加するよう努めている。 市広報やホームページなど市民へ情報発信について男女共同参画の視点に配慮した表現に努めている。	A	今後とも研修に参加し意識を高めると共に、情報発信する際は男女共同参画の視点に配慮した表現に努める。
交通政策課	発行物や掲示物を作成する際には、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」に沿った表現とするよう留意する。また交通政策課員を対象に年1回の研修を行う。		市広報等の作成に際し、表現に配慮した。課職員に対しては、人権推進課主催の研修内容をもとに、参加職員による研修を行った。	A	引き続き、市広報等の作成に際し、表現に配慮する。
建築住宅課	市広報やチラシの作成に際し、男女共同参画の視点に配慮した表現とする。 人権推進課が開催する男女共同参画に対する意識改革に係る研修に積極的に参加する。		市広報やチラシの作成に際し、男女共同参画の視点に配慮した表現に取り組んだ。 人権推進課が開催する男女共同参画に対する意識改革に係る研修に積極的に参加した。	A	今後も市広報やチラシの作成に際し、男女共同参画の視点に配慮した表現に努める。 また、人権推進課が開催する男女共同参画に対する意識改革に係る研修に積極的に参加する。

I すべての女性の活躍

担当課名	令和6年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	令和6年度各課事業取組状況	自己 評価	効果と課題
水道業務課	市男女共同参画に係る研修に参加するとともに、広報やホームページ等の記事の作成に際し、「男女共同参画の視点からのガイドライン」に沿った表現やイラストに留意する。	随時	男女共同参画に係る研修に参加している。広報やホームページ等で男女共同参画に関わる記事はありませんでした。	A	男女共同参画に係る研修及び課内での情報共有により、男女共同参画に対して職員の意識向上が図られている。
水道工務課	市男女共同参画に係る研修に参加するとともに、広報やホームページ等の記事の作成に際し、「男女共同参画の視点からのガイドライン」に沿った表現やイラストに留意する。	随時	男女共同参画に係る研修に参加している。広報やホームページ等で男女共同参画に関わる記事はありませんでした。	A	男女共同参画に係る研修及び課内での情報共有により、男女共同参画に対して職員の意識向上が図られている。
下水道課	市男女共同参画に係る研修に参加するとともに、広報やホームページ等の記事の作成に際し、「男女共同参画の視点からのガイドライン」に沿った表現やイラストに留意する。	随時	男女共同参画に係る研修に参加している。広報やホームページ等で男女共同参画に関わる記事はありませんでした。	A	男女共同参画に係る研修及び課内での情報共有により、男女共同参画に対して職員の意識向上が図られている。
市民生活課	市広報等の記事の作成に際し、男女共同参画の視点に配慮した表現とする。 市等で開催される男女共同参画に関する研修会等への積極的な参加を行い、身近な課題として意識改革に努める。	随時	庁内掲示物の掲示等において男女共同参画の視点に配慮した。また、市で開催する男女共同参画に関する研修会へ積極的に参加した。	A	今後も広報記事の作成や掲示物の掲示において男女共同参画の視点に配慮するよう努める。
健康福祉課	男女共同参画に係る研修に参加し、意識の向上を図る。市広報誌やホームページ、刊行物等の作成に関して、男女共同参画の視点に立った文章表現やイラストに留意する。	随時	男女共同参画に関する研修会に積極的に参加し、意識の醸成に努めた。 市広報誌等の作成においても、男女共同参画の視点に配慮した表現とした。	A	引き続き男女共同参画の視点に配慮した表現に努め、研修会等にも積極的に参加して行く。
地域振興課	市広報等の作成に際し、男女共同参画の視点に配慮した表現とする。 庁内等で実施される男女共同参画に関する意識改革のための研修に参加する。	随時	市広報等で男女共同参画に関する記事の作成はなかった。 職場内人権研修において、「ハラスメントをはじめとした職場の人権課題」をテーマに男女共同参画社会に関係する事案を取り上げた研修を行い理解を深めた。	A	男女共同参画に関する業務は少ない状況ではあるが、引き続き職員人権研修などを通じ、意識の醸成に努める。
会計室	職場内人権研修において男女共同参画に関する研修を実施し、意識の向上に努める。	年1回	職場内人権研修において男女共同参画に関する研修を実施し、人権意識の向上に努めた。	A	固定観念や偏見にとらわれることなく人権を尊重する意識を醸成した。今後も継続的な取組が重要である。

I すべての女性の活躍

担当課名	令和6年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	令和6年度各課事業取組状況	自己 評価	効果と課題
議会事務局	男女共同参画に関する研修に積極的に参加する。 また、ホームページや市議会だよりの作成に際し、男女共同参画の視点に配慮した文章表現やイラストに留意する。	随時	人権推進課が実施する研修に所属職員が積極的に参加するとともに、市議会だよりを作成する際は、男女共同参画の視点に配慮した適切な表現としてなるように努めた。	A	今後も引き続き、男女共同参画に対する職員の意識改革に努めるとともに、ホームページや市議会だよりにについては適切な表現で情報発信できるよう取り組んでいく。
選挙管理委員会	①広報みき「選挙特集号」やホームページ、各種パンフレットの作成に際しては、男女共同参画の視点に立った表現とする。 ②男女共同参画について研修を行い、固定的な観念にとらわれない意識を醸成し、文書表現にも留意する。	①随時 ②年1回以上	広報の選挙特集号や、ホームページ作成などについては、男女共同参画の視点に立った表現を心掛けた。 また、庁内の人権研修を活用し、固定的な観念にとらわれない意識の醸成が図られるよう課内で意見交換をもった。	A	選挙特集号や、ホームページなどの表現については男女共同参画の観点からの見直しを行っている。 投票録など、国で統一された様式については変えることが出来ないが、可能な範囲で検討を続けていきたい。
監査・公平委員会	毎年実施している職場における人権研修において、ガイドラインを活用し固定的な観念にとらわれない意識を醸成する。	年1回	課内人権研修において、男女共同参画についても学び、意識向上に努めた。	A	男女共同参画に対する意識改革ができた。今後も引き続き、固定的な観念にとらわれないような意識向上のため、研修を実施していく。
農業委員会	職場内人権研修において男女共同参画について研修等を行い、意識を醸成する。 発行物や掲示物を作成する際には、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」に沿った表現とするよう留意する。	研修：年1回 発行物：随時	研修に参加するよう推進し、職員の意識改革を図るよう取り組みを行った。また、HPなどに掲載する際には、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」に沿った表現とするよう配慮した。	A	HPなどに掲載する際には、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」の視点に配慮するように努める。
消防本部	「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用して、署内研修を実施し、広報紙及びホームページ等の文書表現やイラストに留意する。	各署で研修：1回 広報紙・ホームページ等の確認：随時	「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用し署内研修を開催。また、広報紙及びホームページ等の表現確認を実施した。	A	男女共同参画に対する考え方を意識付けることができた。これからは男女共同参画の考え方を念頭において、広報紙やホームページ等を作成していく。
教育総務課	男女共同参画に関連した研修に参加し、意識の向上に努める。また、ホームページ等の作成に関しては、男女共同参画の視点に立った表現とする。	随時	教育総務課と教育施設課合同で実施した人権研修の中で、ジェンダーハラスメントや性的マイノリティについて、ビデオを視聴し、意見交換等を実施した。	A	ジェンダーハラスメントは、時代が進むことで男性の育休取得であったり少しずつであるが解消されていると感じている。 人権研修は、気づきの場であり、市職員はできるだけ多く参加していく必要がある。

I すべての女性の活躍

担当課名	令和6年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	令和6年度各課事業取組状況	自己 評価	効果と課題
教育施設課	男女共同参画に対する研修を実施し、意識の向上に努めるとともに、ホームページ等の作成に関しては、男女共同参画の視点に立った表現とする。	随時	男女共同参画に関連した研修に参加し、意識の向上に努めた。 ホームページ作成時における男女共同参画の視点に立った表現に留意した。	A	市職員の意識改革のための研修会に参加し、意識の向上ができた。今後も意識向上に努めていく。
文化・スポーツ課	市職員の男女共同参画に対する意識改革のための研修に参加するとともに、募集案内やチラシ、ポスターなどの作成にあたっては、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」に沿った文章表現やイラストに留意する。	随時	人物やジェンダー的な要素を扱うポスター等はないが、発行物が多い部署であるため、印刷物の作成にあたっては、男女共同参画の視点に配慮した文章表現やイラストに留意する。	B	平素から印刷物やホームページ等の作成にあたっては、常に男女共同参画の視点に配慮して対応している。
生涯学習課	人権推進課が実施する研修や課内人権研修に積極的に参加し、男女共同参画に対する意識改革を図る。 また、公文書や公民館だより、地区と共催で発行するチラシ等にも、男女共同参画に対する視点を持って作成するよう留意する。	研修参加 3回程度	総務課主催・教育総務課主催・課内研修の、計3回の人権研修に参加した。 広報誌やチラシの発行に際し、文書に不適切な表記がないように、男女共同参画の視点を持って留意し作成した。	A	職員の男女共同参画への意識の向上につながった。 性別を表記するものの必要性について引き続き検討が必要。
学校教育課	発行物を作成する際には、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用し、文章表現やイラストに留意する。	「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用し、全職員を対象に課内研修を1回実施する。	「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を共有し、男女共同参画の視点に立ち、資料などの作成を行った。	A	市広報や各種発行物、プレゼンテーションなど男女共同参画の視点に立って作成することができた。
小中一貫教育推進室	市広報や各種たより、プレゼンテーション用資料等の作成に際し、男女共同参画の視点に立った、より適切な文章表現やイラストの使用に留意する。	「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用し、全職員を対象に課内研修を1回実施する。	「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用し研修を実施し、男女共同参画の視点に立ち、適切な文書表現やイラストの使用に留意し、資料などの作成を行った。	A	市広報や各種通信発行、プレゼンテーションなど男女共同参画の視点に立って作成することができた。
教育・保育課	「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を活用し、保護者等への配布物やホームページの作成等にあたっては、文章表現やイラストに留意する。	園所長・主任会での研修を年1回実施し、各園所の職員へ周知する。	専任園所長・主任会にて再確認するとともに、園所内の職員間で保護者や地域の方への配布物の作成時に、表現やイラスト等、互い確認しあうようにして意識付けを行った。	A	定期的に確認しあうことで、男女参画への意識を高める機会になった。 公立園所のみでなく、民間園にもガイドラインを周知していく。
図書館	・男女共同参画に関する研修に、職員が積極的に参加する。 ・図書館だよりや館内掲示など、男女共同参画の視点に配慮した文章表現やイラストに留意する。	・1回以上 ・随時	・男女共同参画に関する研修に、職員が積極的に参加した。 ・図書館だよりや館内掲示など、男女共同参画の視点に配慮した文章表現やイラストに留意した。	A	・今後も男女共同参画に関する研修に積極的に参加する。 ・今後も男女共同参画の視点に立った表現を意識するよう心がける。

I すべての女性の活躍

担当課名	令和6年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	令和6年度各課事業取組状況	自己 評価	効果と課題
教育センター	・男女共同参画に関連した研修に職員が参加し、意識の向上に努める。 ・発行物や館内掲示など、男女共同参画の視点に配慮した文章表現やイラストに留意する。	・1回以上 ・随時	男女共同参画に関連した研修に職員が参集し、課内で情報共有を行った。また、文書や館内掲示作成時には、男女共同参画の視点から複数の職員で確認を行い、意識付けを図った。	A	貸館業務に伴う来庁者対応が多いため、常に男女共同参画の視点を常に意識するよう課員に今後も意識付けたい。

基本目標Ⅱ

自己評価：A…効果有 B…課題有 C…効果無

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和6年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数 等)	令和6年度各課事業取組状況	自己 評価	効果と課題
21	事業主及び労働者への長時間労働の解消に向けた啓発	長時間労働が、男女の職業生活と家庭・地域生活の両立を妨げている大きな要因であることから、事業主に対し労働時間の短縮について啓発し、ワーク・ライフ・バランスを推進します。	商工振興課	兵庫労働局及び公共職業安定所 他の資料を配布し、啓発する。		兵庫労働局及び公共職業安定所 他の資料を配布し、啓発した。	A	継続して資料を配布することで、労働時間短縮の啓発ができた。
22	家庭教育を学ぶ機会や家庭教育情報を提供する場への父親の参画の促進	親や親となる男女を対象として、家庭教育を学ぶ機会と家庭教育情報を提供します。 また、特に父親の家庭教育への参画を促進するため、学習機会や学習内容を充実します。	生涯学習課	・家庭教育学級の実施。 ・乳幼児教室を土日に開催し、父親が参加しやすい日に実施する。	・家庭教育学級 18回（6館） ・乳幼児教室 3回	家庭教育学級は4館で17回開催した。 乳幼児教室は8館で115回実施し、働いている親も参加しやすいように土曜日や日曜日に開催の事業を企画したことで、父親と子どもとの参加があった。	A	利用施設の都合や幼稚園・認定こども園との連携という面から、土、日の開催が難しい部分がある。 「父親が参加しやすい企画」については、「父親が参加したくなる企画」をめざす。

Ⅱ 仕事と生活の両立支援

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和6年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	令和6年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
23	男性の家事・育児・介護への参画の促進	家事・育児・介護を、男女が共に担うという意識を高めるとともに、家事・育児・介護の知識や技術を学習する機会を提供します。	人権推進課	固定的性別役割分担意識を払拭するためのセミナーを開催し、市民の意識の向上を図る。 また、男性のための簡単料理講座を開催する。		①志染町公民館出前講座 ②口吉川町公民館出前講座 開催日：①8月29日 ：②10月9日 講 師：小川真知子さん（特定非営利活動法人SEAN） テーマ：人生100年時代 多様化する自治会のあり方 参加者：①23人 ：②15人 男性のための簡単料理講座 開催日：①9月15日 ②10月20日 ③11月17日 講 師：三木市いずみ会 参加者：①15人、②14人、 ③11人 イクメンサポートセミナー（子育て支援課と共催セミナー） 開催日：7月28日 講 師：NPO法人ファザーリング・ジャパン関西 テーマ：今度はピザ!!パパと一緒に作っちゃおう！ 参加者：大人6人、子ども7人	A	小川真知子さんには、「社会の変化とジェンダー平等」や性別に関するアンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）、多様化する自治会のあり方について、分かりやすくお話いただいた。 男性のための簡単料理講座は開催日を日曜日にし、内容を初心者向けにしたところ、子育て世代の男性に多数参加してもらうことができた。 イクメンサポートセミナーはお父さんに、子どもと料理をする楽しさと難しさを感じてもらう機会となった。「料理は楽しいものだと思います。娘とまた家でしたいです。」や「子どもと過ごす時間をより大切にしようと思った。」等の感想があり、気づきのある内容となった。
			生涯学習課	男性料理教室の実施。	2回	男性料理教室を2館で16回開催。また、1館ではサークルが主体となって実施しており、男女が共同で家事を担うための意識づくりに努めた。	A	男性料理教室は人気が高く、地区外から参加があり地域間交流もできていることから、今後も男性が興味を持って参加できる教室運営を考えていく。

Ⅱ 仕事と生活の両立支援

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和6年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	令和6年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
			子育て支援課	父親の子育て参加の促進をめざし、父親も参加しやすいテーマの子育てセミナーや休日に家族で参加できる事業としてファミリーDayを開催する。	年4回	実施回数9回(うちセミナー5回) 保護者参加者数(内父親参加数) 6月22日 28人(6人) 7月 6日 71人(21人) 7月28日 6人(6人) 10月8日 4人(0人) 10月26日 35人(11人) 12月 1日 10人(2人) 12月21日 38人(12人) 2月 9日 28人(27人) 3月 22日 92人(31人)(予定)	B	父親が参加しやすいテーマで子育てセミナーを開催することで、男性の子育てセミナー参加者が増加した。 ファミリーDayの申込みの際に二人目の保護者欄を設けたことで父親も気軽に参加できる事業として周知できた。
			介護保険課	介護を男女が共に担うという意識を高め、高齢者や介護者を支えることができるよう、介護の知識や健康づくりをテーマに家族介護教室や介護予防講座を開催する。		4地区で実施した家族介護教室で、介護負担を軽減するための介護サービスや介護用品の活用方法について伝えた。また、交流会を行うことで、高齢者等を介護している家族の精神的な負担を軽減するとともに男女が共に介護を担うという意識付けを行った。	A	家族介護教室では、参加者に対し介護に関する有用な情報を提供するとともに、男女が共に担うよう呼び掛けた。また、交流会を通して精神的負担の軽減を図ることができた。
24	地域活動において男女が共に参画できるような情報や学習機会の提供	地域活動に男女が共に参画することの意義を伝える学習機会を提供し、参加を促します。	人権推進課	地域活動に男女が共に参画することの意義を伝えるセミナーを開催する。		①緑が丘町公民館出前講座 ②自由が丘町公民館出前講座 開催日：①7月17日 ②8月9日 講 師：中村和子さん (オフィスEEE) テーマ：持続可能なまちづくり ～誰もが住んで良かったと思えるまちに～ 参加者：①61人 ②40人	A	中村和子さんの提案で区長経験がある他市の女性(2名)にもお越しいただき、ご自身の経験をお話いただいた。(中村和子さんは問題提起と講座の総括を担当された。)実際の経験談は受講者に響いたようで大きくうなずく受講者の表情から、今回のようなゲスト参加形式も有益であると考えている。

Ⅱ 仕事と生活の両立支援

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和6年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	令和6年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
			生涯学習課	・女性セミナーの実施 ・高齢者教室の実施 ・各種専門教室の実施	・女性セミナー、高齢者教室50回（10館） ・高齢者教室50回（10館） ・専門教室20教室（10館）	女性セミナーは、全館で計87回実施した。 高齢者教室は、全館で計89回実施した。 専門教室は、全館で95教室があった。	A	・専門教室は、地域住民のニーズに合った形で実施できている。 ・男女共同参画の視点を積極的に取り入れて企画・運営する。
25	市役所の男性職員の育児休業・介護休暇等の取得の推進	市役所が男女共同参画のモデル事業所となるよう、ワーク・ライフ・バランスなどの研修を行うとともに、男性職員が育児休業や介護休暇等を取得しやすい職場風土づくりに取り組みます。	総務課	引き続き、男性職員の育児休業や介護休業の取得等の推進を図る。	職員へ周知するとともに、制度への理解を促進していく。	男性職員の育児休業取得は18件（令和6年度出生件数18件のうち、育児取得件数14件77.8%）、介護休業の取得は0件である。	B	今後も引き続き啓発に努める。
26	ワーク・ライフ・バランスの啓発	労働者の仕事と生活の両立を支援するため、ワーク・ライフ・バランスを啓発します。	商工振興課	兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発する。		市内企業に兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発した。	A	継続して資料を配布することで、労働者の仕事と生活の両立について啓発ができた。
			人権推進課	ワーク・ライフ・バランスの推進に関する講演会を開催する。		ワーク・ライフ・バランスに関するパンフレットを配架した。	B	パンフレットを配架しているが、あまり見てもらえなかった。
27	企業への育児・介護休業制度の啓発	関係機関との連携により、企業や労働者に対して、育児・介護休業制度を活用できるよう啓発します。	商工振興課	兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発する。		市内企業に兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発した。	A	継続して資料を配布することで、育児・介護制度の活用を理解を得られるよう啓発できた。
28	企業への多様な働き方の啓発	関係機関との連携により、企業に対して、フレックスタイム制度や在宅勤務等の多様な働き方について啓発します。	商工振興課	兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発する。		市内企業に兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発した。	A	継続して資料を配布することで、多様な働き方に理解が得られるよう啓発できた。

Ⅱ 仕事と生活の両立支援

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和 6 年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数 等)	令和 6 年度各課事業取組状況	自己 評価	効果と課題
29	ワーク・ライフ・バランスに配慮した企業の取組の紹介	育児・介護休業等各種休暇の取得を積極的に推進している など、職業生活と家庭・地域生活との両立に配慮した企業の 取組を紹介します。	商工振興課	兵庫労働局及び公共職業安定所 他の資料を配布し、啓発する。		市内企業に兵庫労働局及び公共 職業安定所他の資料を配布し、啓 発した。	A	継続して資料を配布すること で、育児等各種休暇の理解につい て効果が得られるよう啓発でき た。
			人権推進課	ワーク・ライフ・バランスに配 慮した企業の取組を紹介した冊子 やパンフレットなどを配架する。		ワーク・ライフ・バランスに配 慮した企業の取組を紹介した冊子 やパンフレットなどを配架できな かった。	C	来年度はワーク・ライフ・バラ ンスに関する啓発展示等、手法を 変えた方法も検討したい。

基本目標Ⅲ

自己評価：A…効果有 B…課題有 C…効果無

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和6年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数 等)	令和6年度各課事業取組状況	自己 評価	効果と課題
30	地域で子育てができる環境づくり	仕事をしている、していないに関わらず、子育て中の保護者や親子の交流を促進する場や、地域住民同士の助け合いなど、地域で安心して子育てができる環境をつくるための施策を推進します。	子育て支援課	市内において子育て支援に関する活動を行っている団体に子育て支援団体活動促進事業補助金を支給し、子育て支援活動を促進する。 市内の子どもを対象に食事を提供し居場所づくりを行う子ども食堂を運営する団体に対し、運営経費の一部を補助し、子どもが健やかに成長できる環境整備を促進する。	7団体 9団体	申請団体：子育て支援団体活動促進事業補助金 4団体 子ども食堂は新たに2か所開設し、9団体（7地区）に増えた。立上げ支援や、運営の相談、国・県の情報、食材の寄附等の情報共有を行った。（市の補助金活用は5団体）	A	（子育て支援団体活動促進事業補助金）補助金を利用して活動することで、長期的な活動に繋がり、保護者に対し長期的に支援することができる。 （子ども食堂）飲食店や企業などこれまでにない新し形で展開している。一方、運営スタッフの不足等の影響で活動が負担になっている団体があるため、子ども食堂について広く周知し、潜在的なボランティアの発掘を行いたい。
			教育・保育課	各園所では、通園していない乳幼児親子に対し遊び場を提供し、親子で遊んだり、親同士の交流の場を提供したりするなど、子育て拠点として、園（所）が有する機能を地域に還元する。	園庭開放 月1回以上 未就園児応援事業 月1回以上	市内各認定こども園・幼稚園・保育所において、未就園児を対象に親子の交流の場を提供し、子育て支援を行った。（延べ利用者数：未就園児応援事業1452人、園庭開放619人）	B	各園所において、子育て拠点の役割として、保護者の交流の場や気軽に相談ができる場の提供し子育て支援の一端となった。 地域性や園所によって、利用者の有無や人数の偏りが見られる。
31	高齢者が住み慣れた地域で暮らせる環境づくり	高齢者が住み慣れた地域や住まいで安心して生活できるよう、介護関係の事業所（施設等を含む）や行政、住民が連携し、地域全体で高齢者やその家族を支えることのできるネットワークを構築します。	介護保険課	関係機関との情報共有や連携強化、資質向上に向け、定期的に担当者会議や研修などを開催する。		地域の支え合い体制の推進を目的として設置している協議体（地域ごとの暮らし・生活部会）において、生活支援コーディネーターが地域課題の解決に向けた支援を行った。 また、協議体未設置の圏域については、生活支援コーディネーターが設置に向けた働きかけを行った。	B	生活支援コーディネーターの支援を受け、住民主体の協議体が8圏域(三木南・別所・志染・口吉川・細川・自由が丘・緑が丘・吉川)で設置され、地域の課題解決に向けた協議や取組みが行われた。 協議体未設置地域への設置に向けた協議の継続や、地域課題の解決に向け地域住民が主体となった助け合い活動が行われるよう支援を継続していく。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和6年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	令和6年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
32	子育てや介護に関する相談体制の充実	妊娠・出産・育児に関する相談を充実するとともに、必要に応じて医師、歯科医師、保健師等による指導を受けることができる体制づくりを進めます。 また、介護を必要とする人や介護を担う家族等が適切なサービスを受けられるよう、介護保険制度やその内容についての情報を提供するとともに、相談体制を充実します。	健康増進課	妊娠期・出産期・育児に関する相談事業を継続し、ニーズに沿ったきめ細かな相談体制の充実を図る。 また、必要に応じて医療機関及び関係課と連携し、適切な指導や対応を図る。		母子健康手帳交付時に、こどもサポートセンター及び、産前・産後サポート事業等の相談先や、産後ケア事業等産後利用できるサービスについてチラシを配布し情報提供している。 また、支援の必要性が高い妊婦に対しては、サポートプランを一緒に作成し、産前から相談を重ねることで、スムーズな育児のスタートができるよう体制を整えている。	A	個々の状況に応じた相談を行うことができた。 医療機関との連携もスムーズに行えており、早期の支援につなげることができている。
			子育て支援課	児童センターや吉川児童館、公民館等で実施する親子ふれあい遊び（子育てキャラバン）に保育士をはじめ保健師・栄養士・臨床心理士・作業療法士が参加し相談できる環境を整える。	子育てキャラバン年間133回	子育てキャラバン実施回数年間133回（見込み）	A	子育てキャラバンに保健師、栄養士、作業療法士等の専門職が参加することで、保護者に専門的なアドバイスができた。 在家庭児とその保護者を対象に平日に開催しているが父親の参加も見られるようになってきている。父親の参加が継続できる仕組みづくりが課題。
			介護保険課	介護保険ガイドブックや広報・市のホームページ等により、介護保険制度やその内容を周知する。 また、介護を必要とする人や介護を担う家族等が適切なサービスを受けられるように、地域包括支援センターなどの相談窓口を設置する。		令和6年度版の介護保険ガイドブックを作成し、介護を必要とする方への制度の周知を図った。また、広報・市のホームページ等により介護保険制度やその内容についての周知を図った。 また、地域包括支援センターや、各地区9か所にある在宅介護支援センターで相談業務を行った。	A	自身や家族が要介護となった時のための準備や相談先を提供することで、適切なサービスを受けられるよう相談体制の周知を図った。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和6年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	令和6年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
33	子育て学習機会の充実	子どもの健やかな成長のために、子どもたちの成長に合わせ、健康教育や子育て学習の機会を充実するとともに、健康・育児相談を充実し、安心して子育てができる環境を整備します。	健康増進課	遊びや絵本を活用した子育て学習や健診・健康教室を通して健康教育の充実を図り、安心して子育てができる環境整備を進める。		みつきいたまびよサロン産前サポート12回、産後サポート12回、離乳食6回開催して、妊娠・出産・育児についての知識を得る機会を提供した。	A	妊産婦の疑問には、対応できた。 特定の日に参加が難しい方に対しても、個別に対応できた。
			子育て支援課	子育てセミナー等の事業を展開して保護者の子育て学習を実施する。	子育てセミナー3回	実施回数 子育てセミナー 5回 BP1プログラム 4回 BP3プログラム 1回	A	保護者が関心の高いテーマを選び、学習機会を提供できた。 参加者を父親に限定したセミナーを実施することで父親の育児への参加を促した。 今後も父親に限定したセミナーを実施することで父親の育児への関心が高まるよう支援していく。
34	保護者の就労時間や就労形態の多様化に対応するための保育サービスの充実	保護者の就労時間や就労形態の多様化に対応するため、延長保育や休日保育等のサービスを充実し、子育てと仕事の両立を支援します。	教育・保育課	保護者の就労時間や緊急一時的な保育の要望に対応できるよう、延長保育や一時預かり保育の受け入れを行う。また保護者の就労に応じ、年度途中の入所申込を受け付け、入所調整を行う。	随時	保護者のニーズに応じて、延長保育や在園児の預かり保育、在園児外の児童に対する一時預かりを実施できた。また年度途中の入所受入れも継続して実施している。 また、民間園1園において、休日保育を実施し、必要に応じて受入れを行った。	A	多様な就労形態や保護者のニーズに応じた受け入れを実施することができた。 一方、保護者ニーズの多様化による園所の職員の負担や職員不足等の課題もあるため、各施設と連携しながら保育サービスの充実に努めていく。
35	放課後児童健全育成事業（アフタースクール）の充実	就労や疾病、介護などにより、昼間保護者が家庭に居ない小学生を対象に、児童の保護と遊びを通じた健全な育成のため、アフタースクールの運営を継続します。	教育・保育課	保護者の就労を支援するため、入所を希望する児童の適切な受入を行うと共に、在籍する児童が健全に育成されるよう援助を行う。		13箇所のアフタースクール事業所の運営を通じて、市内全ての小学校区で放課後の児童の受け入れを行った。	B	放課後や長期休業中の児童を安全・安心に見守ることにより、保護者の就労支援に繋ぐことができた。 一方、一部の地域においては、低学年児童の利用率が増え、高学年児童の待機解消について課題が残る。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和6年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	令和6年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
36	介護サービスについての情報提供と質の向上	介護サービスの質の向上をめざして事業者についての外部評価及びその情報公開を行うよう指導するとともに、利用者や家族が安心してサービスを受けられるように取り組みます。	介護保険課	市内介護サービス事業者の一覧表を市のホームページに掲載するとともに、窓口等で配付する。 また、介護サービス事業者に対して外部評価及び情報公開を行うよう指導する。		介護保険サービス事業者の一覧表の改定を行い、市ホームページに掲載するとともに、窓口等で配布し、必要な時に相談先等がわかるように介護保険サービス事業者の情報提供を行った。 地域密着型サービスの認知症対応型共同生活介護と小規模多機能居宅介護事業者に対し、外部評価又は運営推進会議による評価を実施し、その結果について情報公開を行うよう指導した。	A	介護保険サービス事業者の情報を提供することにより、必要時の相談先の目安となり安心した生活につながった。 外部評価等の結果を情報公開することにより適正な事業所運営につながった。今後も、事業者に評価の実施を指導し、サービス受給者への人権意識を高めるよう促していく。
37	地域への出前講座の開催	男女共同参画に関する理解を深めるため、地域での取組を働きかけるとともに、公民館等での生涯学習の場において、出前講座を開催します。	人権推進課	市内の各公民館を始め、市民が利用しやすい施設等とも連携し、出前講座を開催する。	出前講座の実施 7回	男女共同参画セミナー出前講座 緑が丘町公民館 開催日：7月17日 講 師：中村和子さん 自由が丘公民館 開催日：8月9日 講 師：中村和子さん 志染町公民館 開催日：8月29日 講 師：小川真知子さん 口吉川町公民館 開催日：10月9日 講 師：小川真知子さん 細川町公民館 開催日：10月10日 講 師：斉藤容子さん 中央公民館 開催日：1月21日 講 師：黒崎輝美さん 青山公民館 開催日：2月1日 講 師：遠矢冢永子さん	A	男女共同参画の視点を取り入れた防災対策や、自治会活動での男女共同参画、セクシュアル・ハラスメントの防止など、様々なテーマの講座が開催でき、合計238人の方に受講いただけた。

Ⅲ 互いに支え合う家庭と地域

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和6年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	令和6年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
			生涯学習課	公民館において、男女共同参画センターと共催で、女性セミナー、高齢者教室等を実施する。	3回	男女共同参画センターと共催で7回実施し、積極的に促進に努めた。	A	男女共同参画に関する理解を深めるために、今後も講座を計画し、意識形成に努める。
38	高齢者の多様なライフスタイルに対応した学習機会の提供	生涯にわたって学び、学習機会を通じて新たな人間関係を育み、高齢者が経験や知識を活かしながら、その能力や意欲を発揮できるような体制をつくります。	生涯学習課	高齢者教室の実施。	・50回（10館）	10館で計89回実施した。	A	生涯にわたって学び、学習機会を通じて新たな人間関係を育む機会を提供した。 さらに学習意欲を高め、高齢者大学での継続した学びにつなげていく。
			人権推進課	公民館と共催で、高齢者セミナーの一環として、出前講座を実施する。		具体的施策No.37のとおり。	A	
39	女性の人材情報の整備と提供	女性の人材について幅広い情報を収集するとともに、人材リストを整備し、人材情報を提供します。	人権推進課	女性の人材についての情報を整備し、講師の紹介依頼などに対して積極的に支援する。		三木北高等学校に講師を紹介した。	B	今後も多様なテーマの講師紹介の依頼に対応できるように、今後も人材リストを整備したい。
			生涯学習課	女性セミナーの実施。	・50回（10館）	10館で計87回実施した。	A	女性の人材について幅広い情報を収集し、公民館同士で共有を行う。
40	地域活動への男女の参画促進のための広報の充実	地域活動への男女の参画をより一層促進するための啓発を行います。	生涯学習課	公民館において、男女共同参画センターと共催で、女性セミナー、高齢者教室等を実施する。	3回	男女共同参画出前講座と共催で7回実施し、積極的に促進に努めた。	A	男女共同参画に関する理解を深めるために、今後も講座を計画し、意識形成に努める。
			人権推進課	女性が地域活動に参画するメリット等についての講演会を開催する。		具体的施策No.24のとおり。	A	

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和６年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	令和６年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
41	ボランティア活動の支援	各種ボランティア養成講座を開催し、ボランティア活動を推進します。 また、NPO等と連携することで地域に根ざした環境づくりをめざします。	市民協働課	ボランタリーフェスタを開催し、ボランティア活動団体の情報発信と団体間の情報共有を行うことで、老若男女問わず、様々な市民のボランティア参加意欲の高揚をめざす。 また、ボランティア団体やNPO団体へ市民活動支援金の交付を行うことにより、各団体の立ち上げや自主・自立・協働に向けた支援を実施する。		11月にボランタリーフェスタを開催し、市民活動団体やボランティア活動団体のポスター紹介や展示を通じて、お互いの情報共有を図った。また、まちづくりの集いと称し、区長や民生委員児童委員等を対象に自治会の参加をテーマにした講演を実施し、老若男女問わず参加があった。 また、6件（見込み）のボランティア団体へ市民活動支援金の交付を行った。	A	市民活動センターを拠点とした情報発信や情報共有は実施できている。また、ホームページ等も活用した活動団体の情報発信も行っている。 市民活動支援金は新規で活動を開始する団体を中心に支援を行う制度であるため、既存の団体で公益的な市民活動を行っている団体は庁内全体で支援していく。
42	育児期の親が地域活動に参加できる条件整備	地域活動の際に、子どもの一時あずかりを行ったり開催時間を工夫するなど、育児期の親が参加しやすい地域活動の条件整備を行います。	人権推進課	育児期の親が参加できるよう、男女共同参画センターが実施するセミナーに託児を設ける。		男女共同参画センターが実施するセミナーは、原則託児有りにし、また可能な限り会場とZoomのハイブリッド形式とし、育児期の親が参加しやすい環境を整えた。	A	今後も男女共同参画センター主催の事業は育児期の親が参加しやすい環境を整える。
43	防災意識の高揚に向けた取組	平常時から家庭、地域、学校、職場等で防災への積極的な取組を推進し、男女が共に地域防災の担い手となる意識を高めます。	危機管理課	訓練やイベント等を実施し、多くの人が参加することで防災意識の高揚を図る。		三木市が主催する総合防災訓練や自主防災組織育成研修会及び地区まちづくり協議会が主催する地区防災訓練には多くの人が参加し、防災意識を高めています。	A	老若男女の参加があり、防災・減災についての備えを考える機会となっています。 しかしながら、これまでから訓練に参加していない人々にとって、参加したくなるような訓練内容や方法を検討する必要があります。
			消防本部	広報みき、新聞広報記事等による防災啓発や地域、学校、職場等での訓練を通じて、男女共同での防災意識の高揚に努める。	広報・新聞 月１回	女性消防団員と連携した住宅防火キャンペーンを実施し、女性による視点で防災意識の高揚を図った。また、職場等の消防訓練では男女それぞれが果たすべき役割を認識することができた。	A	男女が共に助け合い地域や職場を守ることの大切さを啓発できた。今後も継続的に広報みき、新聞広報記事等による啓発を行い、防災意識の高揚を図っていく。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和6年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	令和6年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
44	男女共同参画の視点を踏まえた防災の取組	防災に関する政策、方針決定の過程等において女性の参画を推進し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を整えます。 また、男女共同参画の視点を踏まえた防災計画を策定し市民に周知するとともに、必要に応じて見直します。	危機管理課	三木市地域防災計画の作成及び実施を推進する三木市防災会議における女性委員の登用を進め、男女共同参画の視点を踏まえた防災計画を策定する。	女性委員9人以上。	防災会議における女性委員は、10名の登用となりました。 男女共同参画の視点を踏まえた防災計画を策定します。	A	防災会議の性質上、女性委員の10人以上を確保することはかなり難しい状況にあります。 今後は、専門委員として県市の女性職員を選出する等の委員構成を検討する必要があります。
45	男女共同参画の視点に配慮した避難所の運営	避難所運営に男女が運営委員として参画し、女性更衣室や授乳室の確保等、男女共同参画の視点に配慮して運営します。	危機管理課	避難所運営マニュアルを男女共同参画の視点に配慮し作成した。 今後は、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営に努める。		令和4年度に、避難所運営マニュアルを男女共同参画の視点に配慮し作成しました。今年度は、地域防災計画について、男女共同参画の視点に配慮し一部文言を修正しています。	A	男女共同参画の視点で作成した避難所運営マニュアルは、災害において弱者となる女性や子ども等に配慮したものとなっています。
46	災害時のDVや性暴力被害の防止に対する取組	災害時におけるドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）や性暴力被害の防止を啓発するとともに、被害が生じた場合の早期対応に向けた支援体制を整えます。	人権推進課	出前講座で、男女共同参画の視点に立った避難所の運営をテーマとしたセミナーを行い、災害時のDVや性暴力被害防止に対する意識を高める。		細川町公民館出前講座 開催日：10月10日 講師：斉藤容子さん （関西国際大学 客員教授） テーマ：男女に学ぼう防災 参加者：14人 家族で楽しむみんなの防災フェスタ 開催日：3月2日 講師：斉藤容子さん （関西国際大学 客員教授） テーマ：女性たちの避難所リアル 参加者：133人	A	斉藤さんのお話は、阪神淡路大震災や、東日本大震災の避難所で性暴力被害は発生していたが、「みんなで一丸となって、復興して行こう」という雰囲気の中、ネガティブな情報は歓迎されず、声を挙げられなかったこと、平時から性暴力被害の防止対策も含めた避難所運営マニュアルを作成しておくことが大切であることなど、実際に災害が起こった際に参考になる内容であった。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和 6 年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数 等)	令和 6 年度各課事業取組状況	自己 評価	効果と課題
			危機管理課	訓練やイベント等において啓発に努める。防犯対策も踏まえた避難所運営マニュアルを作成した。		訓練やイベント等において啓発することができませんでした。令和4年度に防災対策も踏まえた避難所運営マニュアルを作成しています。	B	男女共同参画の視点で作成した避難所運営マニュアルは、災害において弱者となる女性や子ども等に配慮したものとなっています。

基本目標Ⅳ

自己評価：A…効果有 B…課題有 C…効果無

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和6年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数 等)	令和6年度各課事業取組状況	自己 評価	効果と課題
47	妊産婦同士が情報交換のできる交流の場づくりの推進	妊娠中や出産及び産後の不安を緩和するため、妊産婦同士が気軽に情報交換のできる交流の機会や場づくりを進めます。	健康増進課	産前・産後サポート事業を実施し、妊娠期から育児期にかけての仲間づくり・交流の場づくりの機会を設け、併せて専門職による相談を通して妊娠・出産・育児への不安の解消を図る。	「みつきいたまびよサロン」として実施。産前サポート、産後サポートを各月1回。	みつきいたまびよサロン産前サポート12回、産後サポート12回、離乳食クッキング6回開催しており、妊娠・出産・育児について学んだり、他の妊産婦との交流を促している。	A	開催時には、妊産婦同士で交流できている。引き続き、横のつながりが出来るように事業を継続していく。
48	妊娠や乳幼児に関する相談の充実	安心して妊娠・出産ができる地域医療機関や各種サービスの情報提供を行うとともに、子どもの発達や健康、育児についての相談に応じます。 また、不妊相談窓口の開設状況など、必要に応じた適切な情報提供を継続して行います。	健康増進課	こどもサポートセンターを中心に妊娠・出産・育児等に関する相談に応じ、不安解消と母性の醸成を図る。 不妊治療についても助成事業等の必要な情報を提供する。		随時、妊娠・出産・育児に関する相談に応じている。 不妊治療については、個別に相談に応じ、助成事業等の情報提供を行っている。不妊治療の相談窓口について、広報みきやホームページで周知を図っている。	A	丁寧に相談に応じることで、不安解消に努めている。
49	妊娠届出の早期提出に対する啓発	医療機関と連携しながら妊娠届出の早期提出を啓発し、母子健康手帳が早期に交付できるよう取り組むことにより、妊娠初期からの母子の一貫した健康支援を進めます。	健康増進課	医療機関と連携することで妊娠届出の早期提出を促進し、母子健康手帳の早期交付と、妊娠初期からの妊婦に対する一貫した心身の健康支援を進める。	妊娠11週までの交付率 100%	・主な医療機関に妊娠届出書を配布し、早期提出を促している。 ・広報に母子健康手帳の交付について掲載し、早期提出の周知を図っている。	A	主な医療機関に配布した妊娠届出書で、約95%の方が妊娠11週までに交付に来所されている。
50	母性保護の重要性についての啓発	母性保護の重要性についての認識を広めるため、教育・啓発パンフレットの作成や講演会・講座、グループ学習を開催します。	人権推進課	母性保護の重要性に関する図書や講座案内を配架し、市民に情報提供する。		母性保護の重要性に関する図書を配架した。	B	母性保護をに関する図書の貸し出しが1件あった。 今後は情報誌の活用やセミナーの開催など、様々な方法で啓発していきたい。

Ⅳ 男女が共に安心して生活できる環境の整備

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和6年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	令和6年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
51	ライフステージに応じた保健サービスの提供と健康づくりの推進	出生期から高齢期までのライフステージに応じて、健康診査、相談、検診等の保健サービスを提供します。 また、ライフステージや身体状況に応じて取り組める運動についての情報を発信します。	健康増進課	妊娠を望む夫婦や妊娠期～子育て期の父母に対し、助成制度や乳幼児健診、相談業務等ニーズに沿った保健サービスを提供する。 また、町ぐるみ健診・健康相談・健康教室の実施を通して若年～高齢層の健康意識の向上を図る。	・乳幼児健診（乳児、1歳6か月児、3歳児）を各月1回 町ぐるみ健診27回	・乳幼児健診（乳児・1歳6か月・3歳）年36回実施 ・妊娠・出産についてや乳幼児の育児や発達についての相談を受け、必要に応じて専門職の相談機会を設けている。 ・町ぐるみ健診 27回	A	・個々に応じた保健指導や継続的な支援を行い、母子保健の増進を図れている。
52	健康で活動的に過ごせるための支援	健康で活動的に過ごせる健康寿命を延伸するため、成人期・高齢期の健康づくりを支援します。 また、うつ病などのこころの健康に関する相談を実施します。	健康増進課 介護保険課	町ぐるみ健診・健康相談・健康教育の実施を通して若年～高齢層の健康意識の向上を図る。 令和6年度は、各医療機関へチラシを配布をし成人保健相談を啓発するとともに、健診受診者へも配布する。 認知症や介護予防の取組について、広報で特集ページを企画したり、市のホームページを活用して普及啓発を図る。 また、みつきい☆いきいき体操などの通いの場や介護予防講座の開催などにより、高齢者の健康づくりを支援する。	成人保健相談：16回	・成人保健相談 総合保健福祉センター12回、吉川健康福祉センター4回実施 9月の認知症月間を中心に、認知症の啓発を行った。また、ホームページや健康アプリ、三木駅待合施設のデジタルサイネージ等でみつきい☆いきいき体操の普及啓発に努め、各教室が自主活動として取り組めるよう定期的に運動指導員を派遣するなどの支援をした。 65歳の方に介護保険被保険者証を交付する際、高齢者ボランティアポイント事業やフレイル啓発のチラシを同封し、健康づくりや社会参加の必要性を周知した。	A A	各種健康相談を通して、各ライフステージにおける悩みに寄り添い、助言や健康づくり情報などを提供できた。今後も気軽に相談できる場として周知が必要。 新規のみつきい☆いきいき体操の自主教室が1か所立ち上がり、市内での自主教室が125か所になった。 区長協議会やまちづくり協議会との連携で、幅広い対象に普及啓発ができた。今後も引き続き広報やホームページ等を活用し市内全体への普及啓発に取り組むとともに、継続した通いの場の提供ができるよう、関係団体等との連携を図っていく。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和 6 年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数 等)	令和 6 年度各課事業取組状況	自己 評価	効果と課題
			障害福祉課	兵庫県が主催する障害者スポーツ大会や市のふれあいスポーツ大会への参加を促し、障がい者の体力の維持と機能回復を図り、かつ社会参加や、他の市民の方等との交流の促進を図る。 また、うつ病などのこころの健康に関する電話相談「こころの相談窓口」を設置する。		県主催の「障害者のじぎくスポーツ大会」への参加を促した結果24人の参加があった。 市主催の「障がい者ふれあいスポーツ大会」は、実行委員会の希望により、密を避けるために規模縮小で時間毎に事業者来場指定を行い開催した。種目はフライングディスクやコロコロボール、オリジナルポッチャ、50本ボーリング、パンキャッチ、ざる引きりレーで、合計200人の参加者があった。 こころの相談窓口では、260件（見込み）の相談があった。	A	障がい者ふれあいスポーツ大会については、障がい者の社会参加の他に、障がい者と市民のふれあいが開催目的となっているため、実行委員会で提案し、従来どおりの市民参加型のスポーツ大会についても検討する。 こころの相談窓口では、250件を超える相談があり、悩みを抱える方々の心の健康に寄与することができた。しかしながら、相談が集中した時や時間外の相談において、窓口に繋がりにくいこともあり、今後は、電話相談だけでなく、SNS等を通じた相談受付などを検討する必要がある。
53	疾病の予防、検診の充実	例えば男性特有の病気である前立腺がん、女性特有の病気である子宮がん、女性に多い乳がんや高齢女性に多いとされる骨粗しょう症等、性別や年齢により異なる健康課題についての知識を普及するとともに、疾病についての予防対策の学習や相談・検診などを実施します。	健康増進課	各種健診を定期的に受診することで、疾病の早期発見と予防に繋がることから、町ぐるみ健診等の受診啓発を進める。がん検診の無料対象者に無料券の発行とともに受診勧奨の通知を行う。	・町ぐるみ健診 27回（子宮頸がん検診9回、乳がん検診10回） ・広報みき（健診特集号：年1回）掲載	・町ぐるみ健診 27回実施 子宮頸がん検診 9回実施 乳がん検診 10回実施 前立腺がん検診 27回実施 骨粗しょう症検診 27回実施 ・個別健診7～2月実施 ・子宮がん検診及び乳がん検診の無料対象者の未受診者へ再勧奨通知の発送を実施した。	A	・町ぐるみ健診を計画通り実施することができた。 また、検診により、がん等の発見にもつながった。 ・今後も受診率の向上のため啓発や受診勧奨に努める必要がある
54	性感染症についての啓発と予防	性教育を正しく行うとともに、性感染症（H I V／エイズ・クラミジア等）の予防と早期発見のため、正しい知識や情報を提供します。 また、H I V／エイズに対する偏見や差別をなくすための取組を推進します。	健康増進課	訪問、健診、相談、思春期健康教育等を通して性感染症予防に関する正しい知識の普及や情報提供を実施する。		思春期保健福祉体験学習の事前学習で、性感染症の予防について伝えている。	A	簡単な実験をみせることで、感染について理解が深まった。

Ⅳ 男女が共に安心して生活できる環境の整備

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和6年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	令和6年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
			人権推進課	性感染症に関する図書や、講座案内を配架し、市民に情報提供する。		性感染症に関する図書や、講座案内を配架し、市民に情報提供した。	C	性感染症に関する図書の貸し出しがなかった。
55	受動喫煙や妊産婦の喫煙防止に対する啓発	受動喫煙による健康への悪影響や、母性保護の観点から、妊産婦及び近親者の喫煙防止について啓発資料を活用し、啓発します。	健康増進課	各種健康教室や相談、母子健康手帳交付時等において、受動喫煙による健康への悪影響の認識度を高め、特に妊産婦及び近親者の喫煙防止について普及啓発を行う。		妊娠届出時及び新生児訪問時に、妊産婦や家族の喫煙の有無を確認し、喫煙と受動喫煙のリスクについて指導を行っている。	A	受動喫煙のリスクについての理解が得られている方も多いが、加熱式タバコだから大丈夫という認識の方もおられる。引き続き啓発していく。
56	学校教育における薬物や喫煙等に関する教育の実施	児童生徒・保護者に対し、薬物や喫煙等に関する教育を行います。	学校教育課	児童・生徒・保護者に対して薬物や喫煙等の使用防止に関する教育や啓発を行う。		保健や学級活動時に、児童生徒の発達段階に応じて薬物や喫煙などに関する指導を行った。	A	資料などを活用し、薬物や喫煙など、体に及ぼす害について学ぶことができた。
57	配偶者等に対する暴力の防止と根絶に向けての人権意識の高揚	市民に対して、配偶者等からの暴力に関して正しい理解が得られるようリーフレットを作成し配布するとともに、セミナーやシンポジウムの開催、地域における各種団体の研修会や講座等の機会を活用し啓発します。 男女共同参画センターのDVに関する各種資料や図書を充実します。 「女性に対する暴力をなくす運動」期間を周知することにより、DVに対する問題意識を市民へ広げるよう啓発します。	人権推進課	DVに関する図書や、講座案内を配架し、市民に情報提供するとともに、「女性に対する暴力をなくす運動」期間にパネル展を開催し、市民に啓発する。 また、デートDV防止のための啓発展示を公民館等で実施する。		DVに関する図書や、講座案内を配架し、市民に情報提供するとともに、11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」期間にパネル展及びみつきいホールと教育センターのパープルライトアップを実施し、市民に啓発した。 また、公民館等においてデートDVの啓発展示を行った。	A	パネル展では、市役所正面玄関の風除室に掲示することにより、多くの市民の方に見ていただいた。 みつきいホールのモニュメントのパープルライトアップは、紫色が分かりにくかったため工夫が必要である。 デートDVのパネル展示では、教育センターで夏休み期間中に開催したため、受験生など若い世代の方に見ていただくことができた。
58	性犯罪、売買春、ストーカー行為等への防止対策の実施	性犯罪、売買春、ストーカー行為等の根絶に向けた総合的な取組として、早期発見・早期対応に取り組むとともに、女性を保護する体制を関係機関と連携して進めます。	配偶者暴力相談支援センター	庁内関係部署や警察等関係機関と連携し早期発見に取り組むとともに、関係機関と連携し、被害者の安全確保のために早期に対応する。		庁内関係部署や警察等関係機関と連携し早期発見に取り組む体制を整えている。	A	今年度はストーカーに関する相談はなかった。

Ⅳ 男女が共に安心して生活できる環境の整備

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和6年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	令和6年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
59	市職員を対象とした配偶者等に対する暴力に関する研修の実施	市職員を対象に研修を実施し、市職員の配偶者等に対する暴力についての認識の向上に取り組みます。	配偶者暴力相談支援センター	DV対策連携会議の構成員を対象としたDVに関する研修会を実施する。		DV対策連携会議構成員を対象とした研修会 開催日：1月22日 講 師：奥見はじめさん（弁護士） テーマ：（新法）困難な問題を抱える女性への支援に関する法律～対象者、基本理念、支援の基本的な考え方、支援内容～ 参加者：45人	A	4月1日に施行された「困難を抱える女性への支援に関する法律」の基本理念や地方公共団体の責務、具体的な支援事業などについて、詳しくお話いただいた。 この法律の施行により、今後ますます、関係部署や関係機関との連携が重要になることを共有できた。
60	相談・支援体制の充実	DV被害者支援（相談）対応マニュアルに基づき対応します。 配偶者等に対する暴力についての相談窓口を周知するとともに、相談しやすい窓口の体制をつくります。 専門家と連携し、相談体制を充実します。 関係機関や関係各課と連携し、被害者の保護や自立に向けて支援します。 相談者の事務手続きの負担を軽減するための体制を構築します。 災害時におけるDV被害者に対する支援体制を整えます。	配偶者暴力相談支援センター	「配偶者暴力相談支援センター」における相談体制を充実するとともに、庁内関係部署や関係機関とも連携して被害者を支援する。		被害者の情報漏洩を防ぐ手段として「セキュリティカード」を作成し、該当する被害者にカードを配布した。	A	セキュリティカードを作成し配布したことにより、被害者が周りを気にせずに自らDV被害者であることを職員に伝えることができています。 相談員2名で相談者一人一人の意思を尊重しながら、きめ細やかな支援を行っている。
61	関係機関との連携強化及び庁内DV対策連携会議の開催	庁内DV対策連携会議を開催し、DV被害者支援（相談）対応マニュアルに基づき関係各課と連携するとともに、関係職員の認識を共有します。 必要に応じて、DV被害者支援ケース検討会議を開催し、関係機関と連携して対応します。	配偶者暴力相談支援センター	庁内や関係機関との連携をスムーズに行い、迅速、効果的な被害者支援を行う体制を整えるため、DV対策連携会議を開催する。		連携会議兼実務者会議 開催日：1月22日	B	今年度は実務者会議を1回しか開催できなかった。
62	DVのある家庭の子ども及び家族に対する支援	DV被害者支援（相談）対応マニュアルに基づき、対応します。 子どもの目の前で行われるDVは、子どもへの心理的虐待に当たり、子どもにも深刻な被害を与えることから、要保護児童対策地域協議会と連携しながら早期発見に取り組み、DVのある家庭の子ども及び家族への訪問、指導、援助の体制をつくるとともに、暴力の連鎖を防ぐよう取り組みます。	子育て支援課	配偶者暴力相談支援センターとの月2回の情報交換会を開催し、日頃から連携体制を整えておく。 必要に応じケース会議を開催し、支援体制を整え、迅速な対応に努める。	配偶者暴力相談支援センターとの情報交換 月2回	各関係機関と連携を密にし、ケース会議を開催し支援体制を整え、各機関が役割を担い迅速な対応に努めた。 また、DV相談室とは定期的（月2回）に情報共有を実施した。	A	ケース会議の開催やDV相談室との定期的な連絡会の実施により、連携事業の把握や迅速な対応に繋がった。

Ⅳ 男女が共に安心して生活できる環境の整備

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和6年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	令和6年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
			配偶者暴力相談支援センター	要保護児童対策地域協議会と連携し、早期発見に努める。		面前DVは児童虐待であるとの認識のもと、該当するケースは子育て支援課と情報共有を図り、適切に対応している。	A	今後も緊密に情報共有を図り、緊急時には即時に連携して支援を行える体制を維持していきたい。
63	児童虐待防止と救済体制の整備	児童虐待に対する相談・支援体制を充実するとともに、虐待の防止と救済のため、要保護児童対策地域協議会が協力して対応できる体制や地域のネットワークの連携強化を進めます。	子育て支援課	家庭児童相談に加え、児童虐待の予防や早期発見のための関係機関との連携強化を目的とした虐待予防ネットワーク事業（オレンジネットワーク）を実施する。 また、個別ケースの支援を通じて関係機関との連携を密に行い、関係者の理解を深めるとともに専門性の強化を図る。	・保育所、認定こども園、学校等47施設訪問	子ども家庭支援員による相談を実施し、相談者のニーズに的確に対応していくため関係機関と連携を図りながら支援体制の充実に努めた。また現場との連携を目的に、保育所、認定こども園、学校等を訪問し情報交換した。	A	オレンジネットワーク事業では、学校園だけで抱えているケースの共有が図れ、連携支援に繋がった。 また、学校関係者に対し児童虐待の発見・対応、予防について理解を深めるために、説明・情報提供を行った。
			配偶者暴力相談支援センター	要保護児童対策地域協議会及び関係機関と連携し、支援する。		要保護児童対策地域協議会に出席することにより、情報共有が図れ、緊急時にスムーズに対応できる体制ができている。	A	面前DVなど子育て支援課が直接関わっていない事案にも、要保護児童対策地域協議会と連携することにより、児童の安全に配慮した対応ができている。
			健康増進課	保健師、助産師、看護師等の専門職が訪問指導等を行い、関係機関と連携しながらケースの早期把握と虐待防止、救済体制の強化を図る。		生後4か月までにこんにちは赤ちゃん訪問を行い、養育状況を確認し、育児の不安や保護者の相談にのっている。	A	訪問実施時に、不安や困ったことについて確認し、関係機関の支援が必要な方については連携した。
			学校教育課	虐待が疑われる情報が入った際には、早急に学校・子育て支援課・福祉課などの関係機関と連携を行い、必要に応じてケース会議を実施する等、即時対応を行う。		学校・市教委・関係機関が連携を図り、必要に応じてケース会議をするなど、迅速な対応を行った。	A	学校・市教委・関係機関が連携することで早期対応をすることができた。今後も関係機関と情報共有を図り、早期発見・早期対応をしていく。

Ⅳ 男女が共に安心して生活できる環境の整備

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和6年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	令和6年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
			教育・保育課	虐待が疑われる事案については、素早く関係機関と連携をとり、必要に応じてケース会議を実施する。また、要保護児童部会にて、関係機関と定期的な情報共有を図る。 保育ソーシャルワーカーを派遣し各園所への巡回訪問を実施し、必要なケースについては関係機関へつなぎ、連携を図る。	随時 巡回訪問 各園最大2回実施	2カ月に1回、要保護児童対策地域協議会実務者会議に参加し、虐待防止のために、園所内からの情報や市教委、各関係機関が連携を取って情報共有を行った。 また、保育ソーシャルワーカーによる巡回訪問を、ニーズのあった11園に対して実施し、園所への相談・助言を行った。	B	巡回訪問での情報を、他機関とも情報共有する中で、虐待が疑われるケースについて早期に対応し、その後の見守り等連携した対応につながるケースもあった。 今後も連携を深め、虐待防止、早期発見・対応に努める。 様々な機関・施設がかかわるの で「アセスメントシート」「サポートプラン」等、情報共有ができるようなツールづくりも今後検討課題である。
64	高齢者、障がい者の虐待防止と救済体制の整備	高齢者、障がい者の虐待に対する相談・支援体制を充実するとともに、虐待の防止と救済のため、関係機関が協力して対応できる体制や地域のネットワークの連携強化を進めま す。	介護保険課	高齢者虐待に関する相談や通報があった際に、警察や他課等の関係機関との連携がスムーズに行えるように連携強化を進める。		警察、ケアマネ等の関係機関からの相談を受理し、早期の介入を行うことで虐待防止に取り組んでいる。虐待の早期発見のため、連絡会を通してケアマネに早めの相談をしてもらうことを周知した。	B	関係機関の専門職と連携を図りながら成年後見制度や介護サービス等が適切に利用できるよう、速やかに支援を行っている。 早急に分離が必要な場合に、金銭面や空き状況等から、受け入れ施設の調整に時間がかかる場合がある。

Ⅳ 男女が共に安心して生活できる環境の整備

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和 6 年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数 等)	令和 6 年度各課事業取組状況	自己 評価	効果と課題
			障害福祉課	障害福祉課内に虐待相談窓口を設置。 県が開催する虐待をテーマとする研修会に、市内事業所等の参加を促し、虐待に対する理解と認識を深められるように啓発を行う。また、市民に対しては、市のホームページや広報誌において虐待相談窓口の広報を行う。		障害者虐待に関する通報は基幹相談支援センターで受理し、通報者や関係機関から聴き取りを行った後、課内のコアメンバー会議を開催して対応方針を打ち出して迅速な対応を行った。 受付件数 25件 12/16開催の地域自立支援協議会の全体会において、障害者虐待の事例を使って研修を開催した。 参加者 52人 虐待防止のパンフレットの配布や市のホームページや広報にて虐待相談窓口の周知を図った。	A	障害者虐待は年々増加傾向にあるが、通報者の意識が変化してきており、重度化する前に通報があり、未然に対応することができるようになった。 障害者虐待防止の取組として、各々の事業者が一緒になって学ぶ機会や情報交換を図る機会を創出する必要がある。
65	学校教育、社会教育の場での各種ハラスメント防止のための啓発・教育	各種ハラスメント防止のための啓発及び教育に取り組む。 「セクハラ」「パワハラ」「妊娠・出産・育児又は介護」等にかかるハラスメント防止の指針に基づき、早期発見に努めるとともに、相談体制を充実します。	人権推進課	「セクハラ」を始めとするハラスメント防止に関する図書を配架し、啓発する。 また、セクハラ防止のためのセミナーを公民館で実施する。		ハラスメント防止に関する図書や、講座案内を配架し、市民に情報提供するとともに、青山公民館出前講座で、セクハラ防止のためのセミナーを開催した。 青山公民館出前講座 開催日：2月1日 テーマ：それってアウトかも？ 知らず知らずのうちにやっていますか？ 講師：遠矢 冢永子さん 参加者：18人	B	ハラスメントを受ける側には問題や責任は無く、責任は加害者にあること、「女は優しく」「男は強く」といったジェンダー規範ではなく多様性を尊重し、「人として強く、優しく」の人権規範が重要であることなどを分かりやすくお話頂いた。
			学校教育課	スーパーカウンセラーやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置することにより、学校の相談体制の充実を図る。		スーパーカウンセラーやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、相談体制の充実を図った。	A	学校の相談体制の充実を図ることで、児童生徒や保護者が相談しやすい環境や体制を整えることができた。

Ⅳ 男女が共に安心して生活できる環境の整備

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和 6 年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数 等)	令和 6 年度各課事業取組状況	自己 評価	効果と課題
			教育センター	教育相談を実施することで、早期発見と啓発に努める。	年間相談件数 500件以上	2 月末時点で 5 8 0 件の相談回数があつた。	A	今後とも来談者に寄り添った丁寧な対応を継続する。
66	市職員に対する各種ハラスメント防止に関する研修の実施	市職員に対し、「職場におけるハラスメントの防止等に関する要綱」を周知するとともに、各種ハラスメントの研修を充実します。	総務課	職場におけるハラスメント防止に関する職員通知や研修等を実施する。	職員通知を実施する。	コンプライアンス行動推進シートを全職員に通知し、ハラスメントを含めたコンプライアンス行動の実践に取り組んだ。	B	ハラスメント防止のため今後も積極的に通知を行い、職員の更なる意識高揚に努める。
67	企業等への各種ハラスメント防止に関する支援	職場での各種ハラスメント防止について、企業や労働者へ啓発します。	商工振興課	兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発する。		市内企業に兵庫労働局及び公共職業安定所他の資料を配布し、啓発した。	A	継続して資料を配布することで、各種ハラスメント防止の啓発ができた。
68	障がいのある人が自立するため、必要な情報の提供と企業に対する啓発活動	障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活し、社会参加や地域活動ができるよう、サービスの選択に必要な情報を提供します。 また、雇用を充実するため、ハローワークと連携し、企業に対して啓発します。	障害福祉課	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや児童福祉法に基づく児童通所支援の提供をします。 三木市障害者基幹相談支援センター等による生活や就労に関する相談や情報提供を行い、関係機関へ適宜つなぎます。	随時	福祉のしおりでの制度の周知や窓口での相談等で、必要な情報の提供等を行った。 障害者基幹相談支援センターで障がい者や関係機関からの相談に応じ、必要があれば他就労系施設と調整を行った。 調整した件数 40件（見込み） 障害者継続雇用の手助けを目的とした「障害者雇用促進助成金交付事業」の制度案内チラシを市内企業に周知し、助成金の交付を行った。 助成金交付件数 9件。	A	必要な制度等の周知により新たなサービス利用に繋がったケースがあつた。 雇用については法定雇用率が引き上げられ、企業が障がい者を労働者として求める機会が増えている。今後は継続して企業と就労を希望する障がい者のマッチングを図ることが課題となる。

Ⅳ 男女が共に安心して生活できる環境の整備

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和６年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数 等)	令和６年度各課事業取組状況	自己 評価	効果と課題
			商工振興課	兵庫労働局及び公共職業安定所 他の資料を配布し、啓発する。		兵庫労働局及び公共職業安定所 他の資料を配布し、啓発した。	A	継続して資料を配布すること で、障がいのある人が住み慣れた 地域で安心して生活し、社会参加 や地域活動ができるよう、サービ スの選択に必要な情報の提供がで きた。
69	障がいのある子どもを持つ保護者と障がいのある保護者の子育て への継続的な支援の充実	障がいのある子どもに対し、継続して支援するとともに、 その保護者に対しても相談等、必要な支援を実施します。 また、障がいのある保護者に対して、子育てに係る継続し た支援を実施します。	障害福祉課	障害者総合支援法に基づく障害 福祉サービス及び児童福祉法に基 づく児童通所支援の提供を行う。	随時	保護者のニーズや支援の必要性 などの聞き取りを行い、スムーズ に福祉サービスを利用できるよう に、学校や福祉サービスの事業所 に連携と周知を図った。	A	学校・福祉・家庭との連携をと り、スムーズに運用できた。一方 で医療的ケア児を含め、支援を必 要とする児童が増加したこと、保 護者の置かれている環境が複雑化 したことにより、希望するサービ スが十分に受けられない場合も あった。ニーズに応じた事業所整 備やサービス支給量等の見直しを 促す必要がある。
			子育て支援課	子育て支援相談窓口やキャラバ ン等の事業を通じて、情報提供及 び関係課と連携を図り専門的な相 談を案内する。	子育てキャラバ ン年間133回	子育てキャラバンにて専門職に よる相談の機会を充実した。 また、関係機関と情報共有が必 要なケースについては情報共有を 行い適切な支援ができるように努 めた。	B	身近な相談場所を設けることで 子育て中の保護者の悩みや不安の 軽減につながった。しかし、外出 もせず一人で不安を抱えた保護者 の支援が難しい。

Ⅳ 男女が共に安心して生活できる環境の整備

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和6年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	令和6年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
			健康増進課	健診や相談業務を通して乳幼児の障がいや発達の違いを早期に見し、必要な支援を受けることができるよう関係機関等との連携を図る。	・乳幼児健診（乳児、1歳6か月児、3歳児）を毎月1回 ・5歳児発達健診、5歳児発達相談を9～3月に実施。 ・すこやか相談年12回、発達相談年60回程度	1歳6か月、3歳児健診においては、心理職を配置している。 また、医師、心理士等による発達専門相談を定期的に実施し、関係機関との連携も継続している（発達専門相談：62回）	A	障害の早期発見だけでなく、保護者の育児の不安等を解消するとともに、児の心身のすこやかな発達を促す取組であるため、今後も継続する必要がある。
			教育センター	医師による発達教育相談を実施する。	月1日、1日あたり最大3件の相談を実施	2月末までで、30件の相談があった。教育相談を入口にして、医師への相談へつなげるようにした。	A	今後も教育相談からはじめ、医師からの助言が必要なケースを適宜つなげるようにする。
			学校教育課	スーパーカウンセラーやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育指導補助員を配置することにより、学校の支援体制・相談体制の充実を図る。		スーパーカウンセラーやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、相談体制の充実を図った。	A	学校の相談体制の充実を図ることで、児童生徒や保護者が相談しやすい環境や体制を整えることができた。
70	ひとり親家庭等への支援	ひとり親家庭等、生活支援を必要とする家庭に対して相談・支援体制を充実するとともに、就労に必要な知識、技能の習得を支援します。	教育・保育課	生活支援を必要とする家庭に対し、必要に応じて認定こども園等への入所調整を行ったり、利用可能な制度の周知を図る。	随時	子育て支援課等と情報共有しながら、必要な家庭に対して、保育所・認定こども園等への入園・所の配慮や、必要なサービスの提供を行った。	A	園や窓口のほか、子育て支援コーディネーターを通じての相談体制の充実が図られている。今後も関係課と連携しながら、継続した取り組みを行う。

Ⅳ 男女が共に安心して生活できる環境の整備

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和6年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	令和6年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
			福祉課	就労支援を積極的に行い、ハローワークと連携を図りながら、就労に結びつける。	3人	1名が本人の希望で非正規ではあるが就職し収入増となった。1名は現在、履歴書の用意や面接時の服装についてアドバイスするなど支援中。	A	困窮しているだけではなく、様々な要因があるため、ハローワークだけでなく、他部署とも連携強化に努める。
			子育て支援課	ひとり親家庭を対象に、子どもの養育や、保護者の就労、離婚問題など生活全般に関する相談に応じる。併せて就労技術習得へ向けサポートも行う。		将来の安定した職業への就職やキャリアアップによる経済的な自立の促進に向け、制度紹介や関係機関（社会福祉協議会、ハローワーク等）との連携を図った。	A	自立支援教育訓練や高等職業訓練の案内を行ったが、制度の活用者数が少なかった。制度を必要とする方へ情報が届くよう、周知・案内の仕方の工夫、相談支援のスキルアップに取組む必要がある。
71	多文化理解のための教育・啓発の実施	多文化共生理解講座の開催など、多文化の理解について啓発するとともに、学校教育や生涯学習において多文化共生の視点を取り入れた学習を実施します。	市民協働課	三木市国際交流協会と連携し、様々な機会を捉え多文化共生に関する研修やイベントを開催する。リーフレットや広報誌等で外国人住民の現状などを共有し、多文化共生意識の向上を図る。		本市の多文化共生を一層推進するため、「三木市多文化共生のまちづくりシンポジウム」を11月26日に開催した。 国際交流協会が出前講座（三木高校4月、7月、吉川町公民館6月、三木市高齢者大学・緑が丘のグループ6月、青山まちづくり協議会9月、三樹小学校10月、2月等計16回）と夏休み期間を利用して「にほんご de まなぼう」を実施。「三木市多文化共生推進プラン 概要版」の多言語翻訳（やさしい日本語、英語、ベトナム語、中国語）を行い、ホームページで情報発信した。	B	シンポジウムには市内企業や各種団体、病院等の職員、一般市民64人が参加した。講演やパネルトークを行ったことにより市民の理解を深めることができた。また、出前講座は、地域などさまざまな場所へ出向くことにより理解が広がった。「三木市多文化共生推進プラン 概要版」やさしい日本語版は、小学生の夏休みの宿題の参考となった。 今後も、外国人住民の増加が見込まれ、誰もが住みやすい地域を創るために引き続き意識啓発に取り組む。

Ⅳ 男女が共に安心して生活できる環境の整備

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和6年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	令和6年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
			学校教育課	児童生徒に対して、多文化共生の理解と啓発を進めるとともに、外国人児童生徒の自己実現を支援する。		出前講座や多文化、多言語に関する掲示など継続し、多様な文化に触れる機会を設けている。また、母語サポーターや日本語指導支援員を派遣し、外国人児童生徒の心の安定を図るとともに、学習面や生活面の支援を行った。	A	多文化理解のための教育・啓発を引き続き推進し、母語支援や日本語指導を充実させ、外国人児童生徒の自己実現を支援していく必要がある。
72	外国人に対する外国語案内表記等の充実と相談体制の充実	必要な各種情報を多様な言語や漢字のルビふり、「やさしい日本語」で効果的に発信できるよう、関係機関と連携し、支援します。 また、外国人が安心して生活できるよう、相談体制を充実します。	市民協働課	・「やさしい日本語」の必要性について理解を深め、市職員の多文化共生意識の向上を図り、「やさしい日本語」での窓口対応を促進する。 ・外国人住民への情報伝達や手続きの円滑化を図るため、各課の作成・発行する書類（通知・案内等）について、外国人住民が理解しやすいよう工夫をするなど、行政サービスの不平等や情報格差の解消に努める。 ・外国人住民の相談ニーズに応えるため、各種行政手続、日常生活や在留資格などに関する一元的相談窓口の周知と相談体制の充実に努める。		・新採用職員研修で、多文化理解研修を実施した。職員研修で、「やさしい日本語（話し方）」（書き方）」を2回に分けて実施。「多文化理解研修」を1回実施した。 ・学校教育課や子育て支援課と連携し、行政情報をやさしい日本語で案内できるよう検討した。病气やけがの時に外国人が病院等を探したり相談したりできるように、三木市医師会、ひょうご多文化共生総合相談センター、NPO法人AMDA国際医療情報センターへ協力を求めた。 ・「外国人相談窓口」の周知を行うとともに、ホームページ等で「やさしい日本語」や多言語で情報提供を行った。	A	・「やさしい日本語」を習得したり、外国人住民の文化等の背景を知ることで、外国人住民とのコミュニケーションや情報伝達の方法を考えるきっかけとなった。今後も継続的な取組を行い、意識啓発を行う。 ・来年度に向けて、就学援助や児童センターなどの案内を作成した。三木市医師会、ひょうご多文化共生総合相談センター、NPO法人AMDA国際医療情報センター等へ三木市のホームページからリンクし、検索できるようにした。 ・3月末時点で450件の相談を受けた（主な相談内容は、日本語学習、翻訳・通訳依頼などの生活相談、子どもの教育、住宅、出産子育て、雇用労働、医療） トラブルは、生活習慣の違いや生活のルールに対する理解が十分でないことに起因することが、相談内容などから分かった。

Ⅳ 男女が共に安心して生活できる環境の整備

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和 6 年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数 等)	令和 6 年度各課事業取組状況	自己 評価	効果と課題
			財政課	組織改正に伴い、ルビを記載した案内表示看板及び庁内案内冊子の更新を行う。 また、庁内案内表示看板にORコードを併記し、ホームページに掲載した多言語の庁内案内冊子とリンクさせて情報を発信する。 総合案内の外国人対応において国際交流協会との連携強化を図る。	100%	組織改正に伴うルビを記載した案内表示看板及び庁内案内冊子の更新を行った。 また、庁内案内表示看板にORコードを併記し、ホームページに掲載した多言語の庁内案内冊子とリンクさせて情報を発信を行った。 総合案内の外国人対応において国際交流協会との連携強化を図る。	A	庁舎案内図に関しては5か国語の冊子を用意しているが、内容について聞かれた場合は、職員が、やさしい日本語で対応する必要がある。
73	「ユニバーサルデザインのまちづくり」事業の推進	高齢者や障がい者、外国人等、だれもが暮らしやすく活動できるまちづくりを進めます。	都市政策課	ユニバーサル社会づくり推進地区の協議会設立を目指す。		兵庫県と、ユニバーサル社会づくり推進整備事業の見直しに関する協議を行った。	B	来年度、兵庫県にて、補助要件緩和等、事業制度の見直しについて、検討される予定。
74	性的少数者に関する教育・啓発、情報発信	性的少数者の存在を認識し、困難な状況を理解するための啓発活動を行うなど、職場や地域における理解を深めるための取組を推進するとともに、学校教育の場において、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境づくりを推進します。	人権推進課	性的少数者を正しく理解するための啓発展示を実施するとともに、多様な性に関するセミナーを実施する。		三木市パートナーシップ制度の開始に伴い、パンフレットや、広報みき5月号での特集記事掲載など、啓発活動に努めた。 また、同和教育セミナーで性的少数者に関するテーマでお話頂いた。 同和教育セミナー 開催日：6月28日 テーマ：『性の多様性から『じぶん』について考える』～誰もが排除されない社会をめざして子どもたちとの出会いから見えてきたこ	A	パートナーシップ制度の導入により、2組に証明書を交付した。 引き続き、制度に関する周知と、制度の利用者に差別が生じないよう、「多様な性」について市民の理解を深める啓発が必要である。

Ⅳ 男女が共に安心して生活できる環境の整備

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和 6 年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数 等)	令和 6 年度各課事業取組状況	自己 評価	効果と課題
						と～ 講 師：田中一步、近藤孝子 (にじいろi-Ru) 参加者：69人		
			商工振興課	兵庫労働局及び公共職業安定所 他の資料を配布し、啓発する。		兵庫労働局及び公共職業安定所 他の資料を配布し、啓発した。	A	継続した資料配布と企業向けの 研修会をすることで、性的少数者 に関する啓発及び情報発信ができた。
			学校教育課	多様な性について教育・啓発、 情報発信を行うなど、学校において、 全ての児童生徒が安心して学 校生活を送ることができる環境づ くりを推進する。		児童生徒に対して授業等で多様 な性に関する内容を取り扱い、性 的少数者への理解を進めるための 教育や相談しやすい環境づくりな どの配慮を行った。	A	すべての児童生徒が、安心して 学校生活が送れるよう、相談や気 づきがあった場合の共通理解を図 る場や体制を整えていく必要があ る。
75	公文書等における性別表記の見直し	性的少数者への人権尊重の観点から、公文書等における不 必要な性別表記の見直しについて検討します。	全庁	シート「具体的施策 7 5」へ				
76	複合的に困難な状況にある女性に関する支援体制の充実	高齢であること、障害があること、外国人であることなど に加え、さらに女性であることにより、複合的に困難な状況 に置かれている場合があることに留意し、関係課が連携して 支援します。	福祉課	関係課と連携して、相談者に寄 り添い細やかな相談、支援を行 う。	3 人	3 名から、障害であったり、 DVが関係している相談があり、 それぞれ障害福祉課・男女共同参 画と連携することにより、支援を 行った。	A	関係課と連携もスムーズにでき ているが、今後も市全体での連携 が必要である。
			介護保険課	障がいのある高齢者、外国人の 高齢者など複合的に困難な状況に 置かれている場合があることに留 意し、関係課と連携しながら支援 していく。		庁内他課や関係機関と連携を取 り、複合的困難な状況に置かれて いる高齢者やその家族に対し支援 を行った。	A	庁内他課や関係機関との連携が スムーズにできており、迅速な対 応が行えた。 今後も、支援体制の充実に向 け、関係各機関との連携強化に努 める。

Ⅳ 男女が共に安心して生活できる環境の整備

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和 6 年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数 等)	令和 6 年度各課事業取組状況	自己 評価	効果と課題
			障害福祉課	三木市障害者基幹相談支援センターにおいて、社会福祉士や精神保健福祉士等の専門職が障がいのある方やその家族等に関するさまざまな困り事等の相談を受け付ける。		相談支援専門員 2 名、精神保健福祉士 1 名、社会福祉士 2 名の専門職を配置し相談対応した。 基本相談 5,465件（見込み）	A	障がいに関する研修等を受講し、専門職の質向上を図る。
			市民協働課	「一元的相談窓口」にて女性の人権に関わる相談があれば、速やかに関係各課と連携し情報共有を図り支援を行う。		該当する事例はなかった。女性の人権に限らず、必要に応じて担当課と連携し支援した。	A	健康増進課や子育て支援課、人権推進課等、関係各課との連携強化が図られた。
			配偶者暴力相談支援センター	高齢である、障害がある、または外国人であるDV被害者に対して、関係各課と連携しながら支援に努める。		複合的に困難な状況におかれている被害者については、関係課とケース会議を開催し、情報共有し対応している。	A	配偶者暴力相談支援センターに來所される方の支援は、センター単独で完結できない。 今後も関係課と連携を密にし、被害者のよりよい支援に繋げたい。

基本目標Ⅳ 具体的施策No.7 5

自己評価：A…効果有 B…課題有 C…効果無

具体的施策	性的少数者への人権尊重の観点から、公文書等における不必要な性別表記の見直しについて検討します。				
施策の内容	公文書等における性別表記の見直し				
担当課名	令和6年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	令和6年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
企画政策課	公文書等の性別表記については、文書ごとに表記の必要性を判断し掲載を検討する。	随時	公文書等における不必要な性別表記を省くとともに、作成の際は表記の必要性について適切に判断している。	A	引き続き公文書等の性別表記の要否について、確認および適切な対応を行うようにする。
デジタル推進課	公文書における不必要な性別表記はない。				
縁結び課	公文書における不必要な性別表記はない。				
秘書広報課	当課における公文書等には性別表記はない。				
危機管理課	当課における公文書等には性別表記はない。				
総務課	公文書等における不必要な性別表記については見直し済である。引き続き留意していく。		指摘する案件はなかった。	A	引き続き留意していく。
市史編さん室	公文書等の作成において、性別表記を行うことはない。 出版物の本文中の表現については、引き続き慎重を期す。		性別表記を行っている公文書等はない。		出版物の本文中では、その時代の状況を記述するためやむを得ない場合が考えられるが、引き続き表現に慎重を期す。
財政課	公文書等の作成時に不必要な性別表記を行わないよう留意する。	随時	公文書等の作成時に不必要な性別表記は記載しなかった。本人確認が必要な場合は顔写真つき身分証等の提示を求めることとした。	A	引き続き公文書等の性別表記の要否について、確認および適切な対応を行う。
経営管理課	公文書等における不必要な性別表記を行うことのないよう留意する。	随時	当課において、不必要な性別表記を行う公文書を作成していない。	A	不必要な性別表記による性的指向少数者への心理的な負担等はない。
税務課	公文書等における不必要な性別表記はない。				

Ⅳ 男女が共に安心して生活できる環境の整備

担当課名	令和6年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数 等)	令和6年度各課事業取組状況	自己 評価	効果と課題
債権管理課	公文書等における不必要な性別 表記はない。				
市民協働課	文書、申請書などの作成時に は、不必要な性別表記について留 意する。		統計調査等において必要な場合 を除き、文書、申請書などの作成 に際し、不必要な性別表記につい て留意した。	A	今後も不必要な性別表記につい て留意していく。
人権推進課	実施計画の策定を徹底すること により、公文書における不必要な 性別表記の見直しについて啓発す る。		性別表記を有する公文書を取り 扱っている全ての課において、実 施計画、取組状況を記載してもら うよう徹底できた。	A	今後、具体的にどの文書の性別 表記を見直したか把握できるよう 努めたい。
市民課	公文書等における不必要な性別 表記の見直しを行う。	随時	パンフレットや届書等の記載例 について、検討を行った。	A	今後作成する公文書について も、不必要な性別表記は行わない こととする。
生活安全課	公文書等の作成時に不必要な性 別表記を行わないよう引き続き留 意する。	随時	十分達成できた。	A	特になし
環境政策課	公文書等の作成時に不必要な性 別表記を行わないよう引き続き留 意する。	随時	十分達成できた。	A	特になし
環境課	当課における公文書等には性別 表記はない。				
福祉課	公文書等を作成するにあたり、 不必要な性別表記について見直し を検討する。		公文書等作成時に、性別表記が 必要な場合は、不適切な表記に なっていないか検討するようにし た。	A	公文書作成時には多くの目で確 認し、継続して性別表記の必要性 を検討する。
障害福祉課	公文書等における不必要な性別 表記の見直しについて検討する。		公文書等における不必要な性別 表記の見直しを検討した。	A	今年度訂正したものはなかった が、引き続き公文書等における、 不必要な性別表記の見直しを検討 する。
子育て支援課	公文書等における不必要な性別 表記の見直しを検討し、訂正して いく。	随時	児童手当等の申請書類は現行ど おり、性別表記をして受付を行っ ている。	B	児童手当等の申請書類は国から 示された様式であるため、一律に 性別表記を削除することは事務処 理上難しい。

Ⅳ 男女が共に安心して生活できる環境の整備

担当課名	令和6年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	令和6年度各課事業取組状況	自己 評価	効果と課題
健康増進課	性的少数者への人権尊重の観点から、公文書等における不必要な性別表記の見直しについて検討する。	随時	性別により成長曲線（体格）の基準が異なる、身体面の疾患のチェック項目や基準が異なるなど性別区分が必要な場合も多いため、健診や健康相談等の保健事業全般については、性別表記を求めた。	B	「定期予防接種費助成申請書」など、性別にかかわりのない書類については性別の記載欄をなくしている。 今後も性別表記の不要な書類について、適宜検討していく。
医療保険課	公文書等における不必要な性別表記は見直し済みであるが、引き続き、留意していく。	随時	公文書等における不必要な性別表記の見直しを検討し、1 帳票の性別表記を削除した。 見直した帳票：国民健康保険食事・生活療養標準負担額減額差額支給申請書 見直した時期：R6.12.2	A	今後も引き続き不必要な性別表記がないかの検討を続ける。
介護保険課	公文書等における不必要な性別表記は見直し済みであるが、引き続き、留意していく。		庁内他課や関係機関と連携を取り、複合的困難な状況に置かれている高齢者やその家族に対し支援を行った。	A	庁内他課や関係機関との連携がスムーズにできており、迅速な対応が行えた。 今後も、支援体制の充実に向け、関係各機関との連携強化に努める。
商工振興課	公文書等における不必要な性別表記があれば、見直しを検討し、訂正していく。	随時	公文書等における不必要な性別表記の見直しを検討した。	A	今年度訂正したものはなかったが、公文書等における不必要な性別表記について検討することができた。
観光振興課	引き続きイベント等で配布するアンケート等における性別表記の見直しを検討し、 unnecessary 場合は削除する。	随時	アンケート等において、性別標記の削除を行い、チラシ作成時のイラストも考慮した。	A	引き続き、継続する。
ゴルフのまち推進課	電子申請で申込フォーマットやアンケート等における不必要な性別表記の見直しを検討し、適切な表記に訂正していく。	随時	性別欄の選択肢を増やし、適した表現であるかなど、文章表現などに常に留意した。	A	今後も引き続き、性的少数者に配慮し、性別表記を常に見直し訂正する。
農業振興課	関係課と連携し、必要に応じて適正な表記に訂正していく。	100%	性別表記は行っていないため、該当なし。	A	引き続き留意していく。

Ⅳ 男女が共に安心して生活できる環境の整備

担当課名	令和6年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	令和6年度各課事業取組状況	自己 評価	効果と課題
農地整備課	関係課と連携し、必要に応じて適正な表記に訂正していく。	随時	特段、適正な表記にする必要がある事象が無かった。	A	今後も公文書作成など留意する。
道路河川課	公文書等における不必要な性別表記の見直しを検討し、訂正していく。	随時	公文書等の作成時に不必要な性別表記を行わないよう注意を払った。	A	関係事項が生じた場合、適切な対応を行っていく。
プロジェクト推進課	公文書等における不必要な性別表記の見直しを検討し、訂正していく。	随時	性別を見直した公文書はなかったが、資料等の作成では、性別表記の見直しを推進し、性別を連想させるような表現は修正した。	A	公文書等の作成にあたっては、性別に関する表記は特に留意していく。
都市政策課	公文書等における不必要な性別表記の見直しを検討し、訂正していく。	随時	公文書等の作成の際は、不必要な性別表記がないか見直しを行った。	A	今後も見直しを行い、不必要な性別表記があった場合は訂正していく。
交通政策課	公文書等における不必要な性別表記の見直しを検討し、訂正していく。		訂正を必要とする文書がなかった。	A	引き続き、公文書等における不必要な性別表記の見直しを検討し、訂正していく。
建築住宅課	公文書等における不必要な性別表記の見直しを検討し、訂正していく。		公文書等における不必要な性別表記がないか確認した。	A	引き続き公文書等に不必要な性別表記がないか確認し、あれば訂正していく。
水道業務課	当課における公文書等には性別表記はない。				
水道工務課	当課における公文書等には性別表記はない。				
下水道課	当課における公文書等には性別表記はない。				
会計室	当所属における公文書等には性別表記はない。				
議会事務局	公文書等の作成時に不必要な性別表記を行わないよう引き続き留意する。	随時	公文書等の作成の際は、不必要な性別表記がないか確認を行った。	A	引き続き公文書等を作成する際は、不必要な性別表記がないか留意するように努める。

Ⅳ 男女が共に安心して生活できる環境の整備

担当課名	令和6年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	令和6年度各課事業取組状況	自己 評価	効果と課題
選挙管理委員会	不要な性別表記はしないこととする。	100%	法令や規則で決まっているもの以外は、不要な性別表現を見直している。	A	決まった様式に従わざるを得ないものも多いが、継続的に見直しを進めていきたい。
監査・公平委員会	当所属における公文書等には性別表記はない。				
農業委員会	性別表記に関しては、女性委員数及び女性農業者数の把握のための利用に限定する。	100%	性別表記に関しては、女性委員数及び女性農業者数の把握のための利用に限定している。	A	今後も申請書等における不要な性別表記を求めない。
消防本部	公文書等における不要な性別表記があれば、見直しを検討し、訂正していく。	随時	公文書等に不要な性別表記はなかった。	A	今後も「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を参考に、事業を実施していく。
教育総務課	公文書における不要な性別表記はない。				
教育施設課	公文書等における不要な性別表記の見直しを検討し、訂正していく。	随時	公文書における不要な性別表現についてチェックを行った。	A	今後も公文書における不要な性別表現の見直しを継続していく。
文化・スポーツ課	公文書等における不要な性別表記の見直しを検討し、表記に留意し訂正があれば訂正していく。	随時 100%	申請書等の記載が不要なものについては性別を記入する項目はないが、出品申込書等の統計的な意味合いで記載を求めているものがあるため、必要性について協議し、削除する方向で検討している。	B	統計をとるために性別の項目の記載を求める箇所があるため、必要性について協議し、次回の実施から削除する予定である。
生涯学習課	不要な性別表記のないよう精査のうえ、公文書等を作成する。	随時	不要な性別表記を行っていないか、課全体で随時確認している。	A	今後作成する文書についても不要な性別表記のないよう、適宜確認に努める。
学校教育課	公文書等における不要な性別表記は行わない。		公文書などにおける不要な性別表記の再確認を行った。	A	性別表記の見直しを毎年行うことにより、多様な人々への配慮の視点を持つことができた。
小中一貫教育推進室	公文書等における不要な性別表記は行わない。		公文書などにおける不要な性別表記の再確認を行った。	A	性別表記の見直しを毎年行うことにより、多様な人々への配慮の視点を持つことができた。

Ⅳ 男女が共に安心して生活できる環境の整備

担当課名	令和6年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	令和6年度各課事業取組状況	自己 評価	効果と課題
教育・保育課	各公文書における、不必要な男女の表記がないよう精査する。		今年度は新たに見直しを要する文書はなかったが、新たな文書を作成する際には、複数の目で確認し、不必要な表記がないか検討した。	A	今後も課内で意識を高め、確認していく。
図書館	利用申込書等における性別表記に配慮し運用する。	随時	利用申込書等における性別表記に配慮し運用した。	A	今後も、性別表記の必要性について配慮する姿勢を持つ。
教育センター	公文書等における不必要な性別表記はない。				

基本目標 V

自己評価：A…効果有 B…課題有 C…効果無

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和 6 年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数 等)	令和 6 年度各課事業取組状況	自己 評価	効果と課題
77	若者を新たに雇用する企業への支援	若者の正規雇用積極的に取り組む市内企業を支援するとともに、若者の雇用の促進及び生活の安定化に取り組めます。	商工振興課	三木市若年者雇用促進助成金により、若年者を雇用する企業を支援する。	25人	三木市若年者雇用促進助成金交付申請22名(11事業所) (R7.3.17現在)	A	補助金を交付することで、三木市在住の若年者を雇用した企業を支援することができた。
78	若者の交流支援	結婚を望む男女に対する出会いサポート事業を推進し、出会いの場を提供します。	縁結び課	少子化の主な要因の一つである「晩婚化」への対策として、結婚を希望しながら出会いの機会の少ない男女を応援する。	成婚年10組	成婚3組 (R7.3.1現在)	B	コロナ以降、登録者が2/3程度に減少し、登録者の減少に伴い成婚数が減っている。若い世代に認知を促すため、「平日夜の交流セミナー」をR6年度から実施している。
79	中学・高校生等を対象としたデートDV防止講座に対する支援する支援	中学生、高校生、大学生などに対し、交際相手や配偶者等からの暴力の問題について考える機会を積極的に提供し、若年層を対象に啓発します。	人権推進課	市内の中高生とその保護者を主な対象に、デートDV防止のためのセミナーを開催する。		今年度はデートDV防止のためのセミナーは開催できなかったが、7月22日から8月31日まで、教育センターでデートDVに関する啓発展示を実施した。	B	啓発展示では、夏休み期間であるため、多数の受験生に展示を見てもらい、デートDVについて考える機会を提供することができた。 今後も、展示やセミナー等を通じて、積極的に啓発したい。
			学校教育課	中学校における人権教育の中で、相手を尊重し大切にする等の指導を行う。		道徳などにおいて相手を尊重し大切にする行動について考える学習を行った。	A	継続して取り組むことが、人権意識の向上につながると捉えている。児童生徒の学びを実生活に活かすため、継続的な振り返りや改善につなげていくことが必要である。

V 次世代への継承

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和6年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	令和6年度各課事業取組状況	自己 評価	効果と課題
80	不登校、集団参加への不適應に対する相談・支援の充実	不登校などをなくすため、関係課が連携して家庭訪問、専門家の派遣、適応教室などを実施します。	教育センター	指導員2名を配置し、不登校の児童生徒への個に応じた支援や小集団での活動をととして、社会的に自立する力を育てることを目的とした「みっきいルーム」を運営する。	通級児童生徒全員が、所属校とつながりを持ち、60%が部分登校以上できるようになる。	2月末までで、16人の通級生があった。部分登校については、60%を達成した。小学生の通級生が増加したことから、体験学習の機会を増やしたり、市内のフリースクールとの連携も積極的に行ったりした。	A	不登校児童生徒の増加により、今後みっきいルームの果たす役割は非常に重要となってくる。来年度は、通級教室の場所を増やしたり、指導員の研修を積極的に行ったりするなどして、社会的に自立する力を育てるための、効果的な支援を行っていきたい。
			学校教育課	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スーパーカウンセラー、不登校対策指導員を配置し、学校の教育相談活動を充実させるとともに、関係機関との連携を図り、不登校児童生徒の社会的自立を支援する。		スーパーカウンセラーやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、不登校対策指導員を配置するとともに、不登校早期対応マニュアル「IKOKAマニュアル」に基づき取組を進めた。また不登校アクションプランを実施し、学校と連携して不登校児童生徒の支援を行った。	A	関係機関と連携して取り組む中で、改善傾向のケースが中学校で見られた。不登校児童生徒の実態を把握するとともに、個々に合った対応ができるよう、学校・関係機関とより連携を密にし対応していく。
81	思春期の子どもの相談・支援の充実	思春期に悩む子どもや保護者が安心して相談できる体制を充実します。	教育センター	青少年カウンセラー1名を週5日 配置し、電話・面談を実施する。	年間相談件数 200件以上	2月末までで、256件の相談があった。	A	引き続き来談者の気持ちに寄り添った相談に努めるとともに、必要なケースは関係各課と連携を図る。
			健康増進課	必要に応じて関係機関と連携のうえ柔軟に対応する。		必要に応じて、関係機関と連携している。	A	関係機関と連携し、対応できている。
			人権推進課	毎週火、木曜日に「女性のための相談室」を開設し、思春期の子どもに悩む母親の相談に対応する。		毎週火、木曜日に「女性のための相談室」を開設し、思春期のお子さんをもち母親の相談にも応じている。 2月末現在、子どもとの関係についての相談件数は15件。	A	相談者の気持ちに寄り添った対応をしており、継続利用される方が多い。

V 次世代への継承

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和6年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	令和6年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
82	男女平等や人権尊重についての指導と個性や能力を生かした教育の推進	男女の平等や人権の尊重について適切に指導し、性別によらない子ども一人一人の個性や能力を生かす教育を進めるとともに、子どもたちがよりよい人間関係を構築できるようにコミュニケーション能力を高める学習を進めます。	学校教育課	学校において、人権教育推進計画に基づき、それぞれの発達段階を踏まえ、教育活動全体を通じて、生命や個性の尊重を基盤とした男女平等・男女共同参画の見方や考え方が形成される教育を推進する。		教育活動全体を通して、生命や個性の尊重を基盤とした男女平等・男女共同参画の見方・考え方を形成する教育を行った。	A	道徳科や特別活動の時間において、人権教育資料を活用し、男女共同参画についての意識や理解を進めることができた。
			教育・保育課	性別によらない遊びや環境づくりをし、子ども一人一人の個性や能力を伸ばす保育を推進する。		性別にとらわれず、個々の興味や関心に応じて主体的に遊べる玩具や環境づくりや、男女混合のグループでの活動などを通じて、互いの良さを認め合うような保育を推進した。	A	今後も、子ども一人一人の個性や興味を最大限に生かし、互いに認め合える関係づくりや自己肯定感を高めるような教育・保育の質の向上を図る。
83	思春期保健福祉体験学習の実施	総合的な学習やトライやる・ウィークなど授業の一環として幼児とのふれあい体験学習を推進します。	健康増進課	学校及び学校教育課と連携し、中学生を対象とした事前学習と認定こども園児とのふれあい体験学習を行う。	年3回	事前学習として、いのちや産み育てること等の話や、妊婦体験や赤ちゃんの抱っこ体験等を行った。 認定こども園では様々な年齢の園児と、ふれあい体験を行った。	A	中学生がいのちの大切さや、自分や他人を大切にすることを学ぶことができた。
			学校教育課	総合的な学習やトライやる・ウィーク等の活動の中で、児童生徒が幼児とのふれあい体験学習を行う。		総合的な学習の時間やトライやる・ウィークの職場体験活動で、児童センターや幼稚園、子ども園などで幼児とのふれあい体験学習を実施した。	A	ふれあい体験を通して、幼児に対する優しさを育んだり、かかわり方を学んだりし、児童生徒の自尊感情を高めることができた。
84	学校教育における性教育の充実	児童生徒が発達段階に応じ、性に関する正しい知識を身につけ、生命の大切さを理解し、望ましい行動がとれるよう、学校における性に関する教育を充実します。	学校教育課	児童生徒の発達段階に応じた性教育を実施し、一人一人お互いに尊重し、協力することを指導する。		児童生徒の発達段階に応じた資料を用いて、保健や生活科などの時間に性教育を実施した。	A	生命の神秘や命の大切さを理解し、自分も相手も大切な存在であることを理解できた。引き続きあらゆる機会を捉えて指導していく。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和6年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	令和6年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
85	男女共同参画に関する教育・保育関係者の研修の充実	教職員・保育士等が男女共同参画社会の実現をめざすという視点をもち、男女平等についての意識を高めるための研修を充実します。	学校教育課	教職員が男女共同参画社会の実現をめざす視点をもち、男女平等についての意識を高めるための研修を充実する。		男女を問わず、子ども一人一人の人権を大切にする研修を実施した。	A	市教委主催の人権研修会や校内研修会など学校における児童生徒の人権について学んだことで、教職員の人権意識を高めることができた。
			教育センター	「校則の見直し」や「インクルーシブ教育」、「LGBT」、「ジェンダー」等に関する研修を実施する中で、男女平等に関する内容にふれる。	2回	市内6校の中学生徒会役員が集まり、地域住民・保護者・教職員とともに「校則」も含めたこれからの学校の在り方などについて話し合う機会や、車いすユーザー二人から「インクルーシブ教育」について語っていただく研修を設定した。	B	「校則」や「インクルーシブ教育」等については研修を深めることはできたが、男女共同参画や男女平等に特化して意識を高めるという所までには至らなかった。
			人権推進課	男女共同参画に関する講座に市教職員が参加できるよう呼びかけるとともに、意識改革に繋がるような情報を発信していく。		男女共同参画週間記念講演会、みきウィメンズすてっがあぶが塾オープン講座等に教職員の参加を呼び掛けた。	B	参加を呼び掛けたが、参加される教職員の方は少なかった。
			教育・保育課	男女共同参画に関する研修への積極的な参加を促し、職員の意識改革を図る。		保育者研修として、子どもの人権に関する研修を実施し、性差によらない個を尊重した保育という視点からの学びの場をもった。また各園所の職場内人権研修において、無意識の思い込み・偏見等をテーマとした研修等を実施し、意識向上に努めた。	A	今後も定期的に研修を実施することで、人権感覚をアップデートし意識の向上を図る。

V 次世代への継承

No.	具体的施策	施策の内容	担当課名	令和6年度各課事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	令和6年度各課事業取組状況	自己評価	効果と課題
86	青少年の性暴力被害防止のための教育・啓発の推進	いわゆる「JKビジネス」等による性暴力被害防止のため、ホームページや広報紙等により啓発するとともに、学校において性暴力被害防止についての教育に取り組みます。 また、SNSや無料通信アプリ等は、使い方を誤れば性犯罪に巻き込まれる危険性があるため、児童生徒自らが携帯電話やスマートフォン等の使用方法について考えることができるよう、性犯罪被害防止についての教育と啓発に取り組みます。 さらに、ネットパトロールを行い危険度の高い投稿や不適切な投稿について早期に発見し、対応します。	人権推進課 学校教育課	性暴力被害についてのパンフレットや図書を配架するとともに、児童、生徒を対象に携帯電話やスマートフォン等の適切な使用方法についての講座開催に対する支援を行う。 学校において、性的な暴力被害の防止やネット利用の危険性についての教育に取り組む。	 	性暴力被害に関する図書を配架した。 ネット利用教室の開催や授業等において、性的な暴力被害の防止やネット利用の危険性について学習を行った。	C A	2月末現在で性暴力被害についての図書の貸し出しはなかった。 SNSからトラブルに発展したり、犯罪に巻き込まれたりすることを知り、スマホなどの使用の仕方について理解が深まった。
87	メディアを正しく読み解く力を育てる教育の充実	テレビコマーシャルやアニメ、インターネット等から児童生徒が固定的性別役割分担意識や暴力、性の商品化などを受け入れることのないよう、メディア・リテラシーを高めるため、学校での教育を充実します。	学校教育課 教育センター	情報を正しく受けとめる視点をもつことの重要性を児童生徒の実態に応じて指導する。 デジタルツールを用いて、責任ある市民として社会に参加するための知識や能力を学ぶ「デジタルシティズンシップ教育」の推進を図る。	 デジタルシティズンシップ教育教材一覧に基づいた授業を100%（全学年実施）	児童生徒の発達段階に応じ、情報モラル教育を実施した。 デジタルシティズンシップ教育教材一覧に基づいた授業は70%実施にとどまった。	A B	インターネットなどの危険性を知るとともに、情報を吟味するなど、児童生徒のメディアリテラシーを高めることができた。 年度当初に、教育センターから各校担当者へデジタルシティズンシップ教育についての研修を行い、100%実施に向けた準備をする。
88	進路指導の充実	進路指導に当たり、児童生徒一人一人の個性を重視し、性別にとらわれず、能力と適性を生かした進路が選択できるよう、的確に指導します。	学校教育課	生徒一人一人の能力、適性を考慮し、主体的に進路選択ができるよう指導する。		個人面談の実施や様々な進路の情報提供を通して主体的に進路選択ができるよう指導を行った。	A	生徒一人一人が自らの能力や適性に基づいて主体的に進路選択ができるよう、引き続き指導を行う。